

する。

第一百八十三条の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第一百八十三条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第一百八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は有しなくなつたとき」を、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。

第一百九十二条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「國るため」を「國り、又は廣域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「國の事務の一部について」を「國の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合はこの限りでない。

第二百五十二条の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合において

は、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のもに付いては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができることを規定する。

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようになればならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体との関係そ

の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会を作成する計画の項目

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する

国、他の地方公共団体その他公共

団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共

の組合で数都道府県にわたるもの

に係る第二百八十四条第一項から

一 協議会の管理し及び執行する

関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務

務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び

執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱い

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は當造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係そ

の他協議会に關し必要な事項

第六百五十二条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第

三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第十二条の二」を「第三項本文の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、

同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十二条の十四第三項中

の規定は「に、「場合に」を「場合に、

同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百九十三条を次のように改め

る。

第二百八十八条第二項の規定によ

る処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知

事の意見をきいてこれを行ない、市町村及び特別区の組合で数都道

府県にわたるものに係る第二百八

十八条第一項の規定による届出

は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

第二十条の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百五十二条）の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立

ての竣工の認可又は通知がなされ

ている埋立地又は干拓地で、その

編入すべき市町村について同法の施行の際現に争議があり、同法に

よる改正前の第七条第一項後段の規定による処分がなされていない

ものは、これを公有水面とみなして第九条の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一号の七を第一号の十一とし、第一号の六の次に次の四号を加える。

めることにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十一 「設置すること」と「設置し、及び優生手術に関する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に、「身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繕替え支弁し」を、「身体障害者更生援助施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援助の委託に要する費用

○濱田委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。渡海自治政務次官。

○渡海政府委員 ただいま議題になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方自治法は、昭和二十二年に制定されましてからすでに幾次にわたる改正を重ねておりますが、今回は地方政府の合理化及び簡素化に資する見地から、必要最小限度の改正を行なうこととしたものであります。すなわち、公有水面埋立地の所属をめぐり、関係市町村間に紛争があるため所属未定地の編入処分ができないでいる例がありますので、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続を簡素化し、公有水面埋立ての竣工前に、すなわち当該地域が公有水面である間に問題の解決をはかるようにするとともに、普通

公有水面に係る市町村の境界を定める手続、普通地方公共団体の議会の議員、長その他の議員が請負禁止の規定に該当するかどうかを定める手続並びに数都道府県にわたる市町村及び特別区の組合の設立等に関する手続を整備し、広域にわたる総合的な計画を作成するため普通地方公共団体の協議会を設けることができるとしている等普通地方公共団体の協議会に関する制度を合理化し、その他普通地方公共団体が処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員、長その他の職員が賃負禁止の規定に該当するか否かの認定の手続を整備し、さらにその広域的処理の必要性の増大に伴う事務組合等の共同処理方式について合理化をはかり、あわせて法令の制定及び改廃に伴い、普通地方公共団体が処理しなければならない事務等を掲げたのであります。以下改正法律案の主要な事項について概略を御説明申し上げます。

第一は、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続を整備することとしたことであります。すなわち、先ほども申し上げました通り、現在公有水面埋立地の所属をめぐり関係市町村間に紛争があるため所属未定地の編入処分ができるないでいる事例が数件あります、将来数地方公共団体の地先にわたって公有水面埋立ての行なわれる例はますます多くなることが予想されますので、比較的簡易な手続により、公有水面のみにかかる市町村の境界変更及び公有水面のみにかかる市町村の境界に関する争論の処理ができるようになりますとともに、公有水面の埋め立てが行なわれる場合において、当該埋め立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があるときは、必ず埋め立ての竣工前に市町村の境界の決定、変更又は確定をしなければならないものとし、もって埋立地の所属をめぐる紛争の解決を促進し、あるいは将来紛争の起ることのないようこれを未然に防止し、あわせて埋立

第四は、数都道府県にわたる市町村及び特別区の組合の設立、規約の変更並びに解散の手続について合理化をはかり、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて許可等をすることに改めたのであります。

第五は、昭和三十三年以來改正をしておりません別表につきまして、その後の法令の制定及び改廃に伴う所見を聞いて許可等をするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたいたします。

○濱田委員長 以上をもちまして提案いたしました理由の説明は終わりました。両案に關する質疑は後日に譲ります。

質疑を繼續いたします。安宅常彦君

○安宅委員 私は、この間、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔委員長退席、田中（榮）委員長代り
理着席〕

従つて、この間ちょっと具体的な問題の中でもうしてもはつきりしない点がある。一つありましたので、きょう保留してある分に入る前に聞いておきたいのですが、あります。この間、たしか財政課長は二百四十円にことしあげたけれども、しかし警察官や一般の地方公務員の場合には三百六十円になつておる。手当というものは二百六十円ある。上げたことは上げたが、その水準に達しない。こういうことはお認めになつておるわけです。しかし、このことは宿直手当の性格からして、これでは労働基準法に違反をするのではないか。どうか。こういう質問をしたところが、遅反をしてないかわからぬと宿直手当の性格からして、これでは労働基準法に違反をするのではないか。どうか。こういう質問をしたところが、遅反をしておるか、違反をしてないかわからぬと言ふ。それで財政課長だからわからないといふに逃げることもできないと思うのですが、その際行政局の方では、これは單なる財源割合ではないと言ふ。それで財政課長の方ではじき方の技術的ないわゆる技術者じゃないのでありますから、そういう意味で行政局関係の方では、このことをどういうふうに見ておられるか、一つ明確な答弁を先に求つておきたいと思うわけです。

いうことに相なるわけであります。たゞ宿日直手当の場合において、国並みの三百六十円でないことが、直ちに労働基準法そのものにばり違反するかということに相なりますと、法律の趣旨その他は別問題といたしまして、形式的にはやはりそのものが労働基準法に違反するとは言えないのでございます。と申しますのは、現在労働時間の延長あるいは宿日直等を行なわれます場合におきまして、民間企業の場合は、それぞれ行政官庁、すなわち労働基準監督署の許可を得てやつてあるわけであります。が、その場合に、許可をいたしまして、宿日直手当の額といふものは、普通のいわゆる標準報酬というものを基礎にいたしまして、やはりその三分の一を下らない限度に押えて、それをめどにして許可をすべきであるというような指針を出しているのであります。従いまして、その法律の趣旨というものが、地方公務員の場合にも当然尊重していくということがあつて、はり建前であろうと思ひますけれども、法律そのものにそういうことを書いているわけではございませんで、労働基準監督署が休日勤務等について許可をいたします場合の指針というものを示しておりますが、その趣旨に適合しないではないかというお話をあれば、これはその通りであるというふうに言わざるを得ないかと思うのであります。しかしながら、この間から財政局系統からくる御答弁を申し上げていると思うのであります。この点につきましては、教員に関しては、御承知のように国庫負担の制度がございまして、國庫負担の建前に對して、その裏

づけとなる財政計画について必要な予算上の措置を講じておられるということでございます。國の基準がそうなつておられますために、額の点からいえば三百六十円ということに相なつておらないことは事実でござりますけれども、全体の國としての考え方あるいは地方公共團体の財政状況と給与の実態といふものから見まして、これ以上にいき得ないということことで、年々前進した態勢ではいつておりますけれども、現状のようなこととどまつておるというのが現実の姿であるというふうに考えておる次第であります。

たら、それはどうも私ではわからな
い、違反しているかどうかわからな
いという意味の答弁であったのであり
ます。

第二番目のあなたの御答弁によりま
すと、今度は国庫負担の割合の問題に
なってくるのであります。そういう
ふうになつた場合には、いわば文部省
と自治省の経費の負担をどれぐらいに
するかという両者の関係であつて、國
であるというその性格には変わりはな
いのですから、向こうがたくさん負担
してくれなければこつちがよけい負担
するか、それがいやだつたら両方話し
合つて三百六十円に達するようにする
のがあたりまえぢやないか、こういう
意味の質問をしたところが、それにつ
いては私はどの回答するところではな
いような意味の回答をそのとき課長が
されておるわけです。だから局長がそ
ういうところで逃げないで、文部省な
ら文部省でもう少し上げてもらわぬ
と、こっちの方も交付税の場合に困る
んだということを言って両方で話し合
いをしたかどうか、こういうことが
あつたかどうかといふことを、さらに
それではあなたに聞いてみたいと思
います。

う気持を持つておるわけであります。そういう意味で文部省に対しましても、ぜひ引き上げてもらいたい、こういう話し合いはいたしておるわけでござります。先般文部省の内藤局長が参りました際にも、そういう希望を率直に表明しておったわけでございまして、今回は若干ではございますが引き上げられて参つておるわけでございます。将来もこの部分だけ国庫負担金の計算上の仕方と変えた方向で地方財政計画を編成するということには相当問題があるのではないかというふうに思つておるわけでござります。御趣旨に沿うようになつたとして年々努力をしていきたいという気持でおる次第でございます。

は労働基準監督署の権限を委任される。しかるにこの自治省が行なつておるところの財政計画では、この基準監督署の指示にそむかざるを得ないといふ立場に置いておると思うのです。そこで私は、許可権者が市町村長だからお尋ねするのであります。少なくとも労働基準監督署の任務を代行しておる市町村長、そういう任務を与えておる市町村長、しかも市町村長に対する効率化のための指揮監督する権限はこれは、その自治省にあるわけですからね。その自治省がなぜ財政計画でもって、その市町村に委任をされておる権限、しかもその権限行使するにあつて労働基準監督の事務次官が出しておる通牒にそむかざるを得ないような財政措置をしておる市町村長に対してはどういう程度を行政局長としてはおとりになるつもりなのか、この点を一つはつきりお尋ねいたしておきたいと思います。

ござりますけれども、全体といたしまして、今財政局長もお話をいたしまして、たような、國の負担というものに対し、それに見合う財政計画をやつしていく、そういうような制度の建前から申しまして、まだわゆるるべき姿にはいっておらないということは、これは遺憾ながら事実として認めざるを得ないと思うのであります。"ただ私たち、直接市町村といふことも問題がござりますけれども、それ以外に毎年の財政計画の策定という段階におきましては、問題としていろいろござりますものを打ち出しまして、財政当局とともに話をして、できるだけわれわれの主張もそこに織り込むよう每年努力はいたしております。ただ、その努力の点について至らないという点はこれは認めざるを得ないと思うでござりますけれども、ことしの場合もわずかではございますけれども若干は上がつておる。そういう方向で今後もこの日宿直手当の増額という点については、それは國家公務員並みに是正をしていくということについてはさらに努力をいたしたい、こういうつもりでおるわけでございます。

をつけるいう建前で、ますけれども、そういうことでは、片や守らせるように指導するといつておられると、片や守らぬような金を組んでおるわけですから、これではいかぬと思う。そこで私は、大臣おりませんから政務次官にお聞きしたいと思うのですけれども、明らかにその二つの、行政局の態度と財政局の方の態度は矛盾していると思うのです。そういうお役所のしやくし定木でいけばそういう格好になるかどうかわかりませんけれども、明らかに矛盾しているものを統合的にお思ふのでは、この矛盾をどういう形でさばくおつもりですか、この点をお答えいただきたいと思います。

補助に現われますとこの財政の裏づけは、自治省といたしまして町村長を見てやならぬからならないというので、その数字からはじき出したものを見て、その数字からはじき出したものを見たまゝにして町村行政は自治省がながめなければならない、その財源がながめなければならない、その財源付与もこちらからやらなければならぬ。しかもこういった実情が、当然ただいま御指摘になつております宿日賀等に対しましても、規定の金額にまで上がらなければならぬのであります。直接いふ。しかもこういった実情が、当然たゞこちらの方は当然やらなければならぬ、かのように考えております。直接の主管省は文部省でありまして、その金額に対する財政的な裏づけもこちらはじき出された数字だけは必ず見て、いっておるというのが現在の姿でございまして、この点に対する文部省の方からはじき出された方の予算編成期における連絡、あるいは市町村長に対するところの私たちの権限における助言等は、ただいま両局長から述べた通りでございますが、私は、直接の責任と、そこからはじき出された数字によって財政的な裏づけを組んでいるのが現実の弊ではなかろうか、かよう考へておるわけであります。

じゃないですか。中小企業のおやじ
じゃあるまいし、そんなことを言われ
たらこつちは困るわけあります。そ
れで、今度財政局長の答弁の中に、逐
次上げていく、こういうふうに言つて
おりますが、労働基準法の一一番初め
に、これは最低の基準だと書いてある
じやありませんか。最低の基準で、
れより下がってはいけないと書いてあ
るのですよ。少しずつ近づけていって
いいということはどここの条文にも書いて
てありません。これはどういうようう
考えておられますか。それでいいと思つ
ているのですか。

た。それではまずいから、向こうの方も上げなければならぬ、こっちも上げなければならぬじゃないか、しかもそれは労働基準法の最低基準を下回るようなことを国がしてはいけないのではなくことを国がしてはいけないのではないかという考えにあなたの方は到達していないのかということを何回も聞いている。それはいけないことだというふうに考えておらないところに問題があるのですから……やはり悪いことだと思っていないのですか。最低の基準に近づけていこうという政策を実はつておりますとあなたの方では言うけれども、そのこと自体が労働基準法に違反しているということを私は言っている。最低の基準であって、これより下回ってはいけないのだ。その基準をずっと伸ばしていくなければならないと労働基準法に書いてある。あなたの方はそれより下回っている。近づけていますか、近づけていくこと自体が間違いであって、初めから最低の基準を守らなければならぬ国の機関が、所管省は文部省だからと次官は逃げる。だけれども、文部省も自治省も国任のなすり合いをして、労働基準法に違反しているということは間違っておりますかといふことを聞いておる。

○渡海政府委員 労働基準法違反と考へないかという御質問でござりますが、この点に関しては、ただいま両局長から答弁させていただきました通り、違法であると言わされました私、違法ではない、こう申し上げたいと思います。ただ、こういったことが行なわれないように文部行政部におきましても給与水準を上げてい

かなければならぬ、これがおそらく法の精神じやなかろうかと考えますのかのように進めなければならぬ、こう考へております。そのため私たちも自分でございます。そのため私たちも自分の権限内におきまして努力しておるわけでございます。ただいま申し上げましたように、それに対する直接の行政の責任は文部当局がとつておられますので、絶えず私たちも、私たちの許された権限内におきまして、この状態を改善すべく努力いたしておりますことにつきましては、ただいま両局長から答弁した通りでございますが、これに対するところの最終の責任者である文部省の善処方を私たちは期待しつつ、文部当局がこれを行なわれます場合には、市町村が負わなければならぬ部分に対する財政確保は、私たちは何を置いても必ずこれを確保していくといふ面で努力させていただいておるような次第でござります。

○川村(継)委員 ちょっとと関連して。今のは問題、はつきりさせておきたいと思いますが、日直、宿直の二百六十円とか二百十円とか、それは現実には三分の一だという労働基準局長通牒の基準法に基づく額には及ばない。これは直手当を増額して参りますことについては何ら異議を持つておるものではございません。またある程度引き上げられて参りました場合には、当然二分の一の国庫負担額が追加交付されるといふことになつていく筋合いのものでござります。

○奥野政府委員 地方団体が適宜日宿直手当を増額して参りますことについては何ら異議を持つておるものではございません。またある程度引き上げられて参りました場合には、当然二分の一の国庫負担額が追加交付されるといふことは、初めから水準より下回ったものしか裏づけがないから、それだけ不足しておるけれども、地方団体がそれをやるについては認めていかざるを得ない、こういうふうに考えておられるのかどうか。その辺の考え方をちょっとおきたいと思うのです。

○安宅委員 だから川村先生の聞いておるのは、文部省が出さぬということになった場合には、法の精神並びに具體的に労働基準局長通牒に違反していると、労働基準局長通牒には違反をしています。少なくとも、やはり教職員の場合でも三百円以上になるのじゃありませんか。三百円以上になるということになると、労働基準局長通牒には違反をしている、それに沿っていない。こうなると、労働基準局長通牒には違反をしていて、それに沿っていない。こういうことは指摘できるわけですね。ところが、皆さん方では國庫負担の關係で見合った財政措置をしておるので、財政的にはこれで精一ぱいだということであつて、ただその後これを引き上げる努力はしたいということでありま

す。そうなると、これは文部省がその法の精神じやなかろうかと考えますのかないように進めなければならぬ、こう考へておきます。そのため私たちも自分でございます。そのため私たちも自分の権限内におきまして努力しておるわけでございます。ただいま申し上げましたように、それに対する直接の行政の責任は文部当局がとつておられますので、絶えず私たちも、私たちの許された権限内におきまして、この状態を改善すべく努力いたしておりますことにつきましては、ただいま両局長から答弁した通りでございますが、これに対するところの最終の責任者である文部省の善処方を私たちは期待しつつ、文部当局がこれを行なわれます場合には、市町村が負わなければならぬ部分に対する財政確保は、私たちは何を置いても必ずこれを確保していくといふ面で努力させていただいておるような次第でござります。

○川村(継)委員 ちょっとと関連して。今のは問題、はつきりさせておきたいと思いますが、日直、宿直の二百六十円とか二百十円とか、それは現実には三分の一だという労働基準局長通牒の基準法に基づく額には及ばない。これは直手当を増額して参りますことについては何ら異議を持つておるものではございません。またある程度引き上げられて参りました場合には、当然二分の一の国庫負担額が追加交付されるといふことは、初めから水準より下回ったものしか裏づけがないから、それだけ不足しておるけれども、地方団体がそれをやるについては認めていかざるを得ない、こういうふうに考えておられるのかどうか。その辺の考え方をちょっとおきたいと思うのです。

○奥野政府委員 地方団体が適宜日宿直手当を増額して参りますことについては何ら異議を持つておるものではございません。またある程度引き上げられて参りました場合には、当然二分の一の国庫負担額が追加交付されるといふことは、初めから水準より下回ったものしか裏づけがないから、それだけ不足しておるけれども、地方団体がそれをやるについては認めていかざるを得ない、こういうふうに考えておられるのかどうか。その辺の考え方をちょっとおきたいと思うのです。

○安宅委員 だから川村先生の聞いておるのは、文部省が出さぬということになった場合には、法の精神並びに具體的に労働基準局長通牒に違反していると、労働基準局長通牒には違反をしていて、それに沿っていない。こうなると、労働基準局長通牒には違反をしていて、それに沿っていない。こういうことは指摘できるわけですね。ところが、皆さん方では國庫負担の關係で見合った財政措置をしておるので、財政的にはこれで精一ぱいだということであつて、ただその後これを引き上げる努力はしたいということでありま

件費の比率はどんどん多くなるのはきまつておるわけです。そういう締め方をしておって、そして地方行政、財政面の独立性というものはその中でだんだんとなくなっていく、こういう現実面が出ておるということをあなたの方ではお認めにならぬのでしょうか、この点先ほどの点と二つお聞きします。

○奥野政府委員 先ほど申し上げましたような形において逐次改善されいくと考えるわけでございます。さらにより積極的に改善いたしますために、国の予算を編成いたしますときに、できるだけ高い基準で編成をするということではなかろうかと考えておるわけでございます。予算編成当時におきましては、自治省といたしましては、これをできるだけ引き上げて計上したいという希望を持っておりますことは、再々申し上げて参つてきておる所以あります。三十七年度の予算にあたりましても、同じような態度をもつて政府間の話し合いをいたしたいとう考え方でおるわけでございます。

第二番目の財政指數の問題でござりますが、財政指數をきめます場合には、特異な団体は除外いたしまして、標準的な団体だけをとつてみればどんな姿になつておるだらうかということを検討しておるわけでございます。この指數を示しますことは、相当な長所もございましようし、あるいはまた短所もあるかもしれません。いろいろ御指摘をいたたきまして、私たちの行

なっておることについては謙虚に反省する。ただして参りたいと考えております。ただいまのところは、類似団体につきまして、標準的なものだけを集めたところで、人件費がどれくらいの割合になつておるだろうか、あるいは投資的な経費がどれくらいの割合になつておるだろうか、こういう考え方を持つておるわけですが、どういうようなことを調べまして、それを各団体の参考にしてもらうことが相當意義のあることじゃなかろうか、こういふうかというようなことをござります。もちろん人件費もその市町村の自治運営の発展のために大きな役割をしている部分がもっぱらでございましょうけれども、同時に道路をよくする、あるいは学校もよくすると、いうような問題もございますので、それぞれの比率がどれくらいになつているかということが、市町村の財政運営を行なつていきます場合に大きな役割を果たしているだろう、こう私たちは考へているわけでござります。ただ、頭から自治省としてはこうすべきだと、いうことでこの指教を示しているわけではございませんで、自治運営のためには参考になるような資料は、いろいろな面から地方公共団体に示していくべきものだという考え方でおるわけでござります。

四%くらいしか出しておらぬ、こういうふうな数字が出ておるというのです。これはあなたの方で調査してみて、それは自治労では少し大きく言つてはいるがなんと言つてはいるという私に対する注意があつたのですが、そこの人事課長が、わが旭川市は、出勤時間はあるが退庁時間はない、ということは出勤時間は、明確に何時までに出てこいということになつてゐるけれども、退庁時間は深夜に及ぼうと、これはみんなが働いてくれるからそれでいいんだ、こういうことを大体基底にしておるために、超過勤務手当なんかは、支給をされるべきもののが四%ぐらいしかない、ということでありますが、自治体ではその他のいろいろ例があるようです。たとえば支所や出張所を廃止する、こういう方針によつて、何とかあなたの方で作った指數を二えないようにしよう、人件費を少なくしよう。そうした場合に、二万九千ぐらいの人口の大きな町がある、それから三万ぐらいの小さな市がある。そうすると、財政指数では、町からといふので三五%をこえてはならぬ、といふことになつてゐる。市だからといふので、たった千人ぐらいしか達わないのに四〇%でもいいということになる。こういろいろな面が出てきて困つてゐるということも私は聞いてゐるのであります。さらにこういうところに限つては、いろいろな地方が出ておるのであります。さらには、自治体が責任を持つてやらなければならない仕事を、隣組だの町内会だの何

とか組合だののいうものに責任を持たないでしまって。こういうところが非常にたくさん出ているようあります。だから、こういうところでは、どういう結果が起きているかというと、その隣組で市の仕事を請負う。隣組の人がやるんですから、荒物屋の、おやじさんでも何でも、仕事が終わってからやるんですね。それで、市の職員が帰ってくるわけですよ。そうすると、その隣組の人らが一生懸命徴税令書の配達なんかをしている。市の職員はけそつとしているわけです。一たん自分の仕事を終わってきたのに、何だ市職員のくせに、おれたちがこんなに難儀をしているのに、何もしないでテレビを見たりラジオを聞いたりしているのかとおどしをかける。ここでは労働基準法も何もない。あなた方首脳部が、どい宿日直手当なんといふものは最低の基準に達していないのに、法にそのものすばり違反しているとは思いませんという頭で行政指導をしているんですから、そういうところでは、あたりまえにそれが慢性化してしまっているわけです。家に帰つてからまた市役所の仕事をしなければならない、こういうような結果になる。これはすべて実績をもとにして、それを幾らかでもふやしていくのが私たちの考え方でありますというあなたの方のそういう指導が、最も下のところにはかくのごとき状態として響いているんだということを、私はこの際明確に申し上げておかなければならぬと思うのです。人事院勧告が出る、そういうものは全然サボつてしまふか、あるいはまた時期をずらしてこまかてしまうのです。そういうところにはあなたの

方ではさっぱり行政的な御指導をなさらない。まあ市の財政上やむを得なかろうというぐらいで黙っておる。こういったもののはほんとうは一番先に守れといふことを言わなければならぬのに、そういうところは守らせないで聞いて、そうして義務以外に仕事をしなければならないところにはびしびしと締めてくる。こういうサービスができるないような人員しか配置できないよろしくて、な財政指數を出して、これが標準だぞ。旭川の市長さんは、私どもが何と色を変えますよ。そういうところをこな笑っているでようくびしつとやつておる。これははなはだもつて悪い政治と申しますか、そういうことになつておるのでなかろうかと思うのであります。このわが市では出勤時間はあっても退勤時間がないなんということはほんとうに公言したんだそうであります。これが、それは知りませんといふ答弁があるかもしれませんけれども、もしそういうことが行なわれておるとしたら、あなたの方では、そういうことはいかぬということを指導する、そういう立場を表明できるでしようか。この点は旭川の市役所の全体の空氣といふような行政局長から答弁を願いたいと思います。

他いたしまして、労働時間の延長その他といふうなことを言つたって、そいつは勝手なんだ、いわんやまた超過勤務等についても何ら考慮する必要もないのだ、そいつはもっぱら公務員の自発的な勤労の意思というものがしからしめることであつて、それがむしろ美風なんだというような意味で言つたとすれば、これは私は労務管理者として適格性を欠くというふうに考えます。

○安宅委員 ちょっと今の最後のこところは、適格でないとおっしゃったのですか。

○藤井(寅)政府委員 適格性を欠くと申しました。

○安宅委員 適格性を欠くと言ひながらにここにしておられるのですが、大体自治省管轄の一般公務員は、あなたの方の把握では、たとえば国家公務員、地方公務員は、労働基準法三十三条によって、幾らでも労働時間の延長はできることになつてゐるわけですね。それに対して何多ぐらい超過勤務手当をくれているかという調査をしたことがありませんか、またそれをついていませんか、ちょっとそれをついてお聞きいたします。

○藤井(寅)政府委員 現実に勤務時間をどのくらい延長しておつて、それに対する実際の超過勤務手当の支給率がどういうふうになつておるかという実態については、今のところ確たる資料を持ち合わせがございません。

○安宅委員 そういうところの資料がない、事業をする場合のいろいろなそ

ういうことに対する対応としては非常にたくさんある。あなたの方は持つておって、その働くそういう職員がどれくらい苦労しているかということの資料が一つもないというのでは、これは自治省ちゃんとおかしくありませんか。大体山形県あたりを聞いてみますと、やはり超過勤務命令簿に書いたものでさえも、半分くらいだめになるというのですね。ましてや旭川のように、退所時間が長いなんと言ふのですから、この人事課長の発言といふものは、これは自発的にやったのだから差しつかえない、こいついうように見てみると私は理解している。自発的に残業した場合でも、管理者は超過勤務を命令したものとみなして、超過勤務手当は支払わなければならぬことになつておるはずです。これは御存じだと思いますが、そういう場合を除いた当然命令簿に書いてあるものでさえも、どだい足りないものですから、みんな超過勤務を一括出してしまって、帳簿でどういうふうに出したかしらぬけれども、みんなはあつと分けてしまつているところがたくさんあります。そういう実態のあるところをあなたは御存じありませんか。

○安宅委員 そういうところは、やはり類似団体市町村別財政支出と申しますが、そういうものによって非常に極端にそれを守らなければならないと考え、またそういうような御指導をあなたの方で内面指導されている。そういうことになれば、必然人件費がかかることをおそれて超過勤務の手当を結局くれないでしまう。そうすると、ええいめんどうくさいからみんなで平等に分けようじゃないか。これでは何も超過勤務手当を国家財政の中から出した意義もなければ、それから勤労意欲に対する正しい賃金支給のあり方、原則からも反することになるのであります。が、そういうことをしてはいけないとあなたの方で指導する場合には、それに見合う超過勤務手当というものを、もし全般的にそういう絶対額が少ないという場合には、それを地方財政計画なり交付税の中に見なければならないということを考慮なければならぬと思うのであります。その材料があまりないということと、一二、三そういう分け方をしているところを知っていますと、いうことだけでは、そこまで考をつかなかつたかもしれません、そういうところを幾らかでも自治省内部で議論になつたり、あるいは検討したりすることがありでしようか、それをお聞きしたいと思います。

私たちの立場といたしましては、やはり給与の適正なあり方というものを維持していくくということがどうしても重視になります。しかし、一面財政的な見地から申しまして、財政全体の構造の中における給与費の占める比率のあり方ということについて考えていくと、いうのも当然でございまして、それについて彼此勘案をしながら、適切なる調整を講じていくというのが自治省の役割であろうかと私は考えているのであります。そういうような点については、たとえば給与の改定等が行なわれる場合には、文句なしに国家公務員の基準に合わせていくべきであろうという考え方を私は持っております。超勤務等につきましても、実態に合はるぬという問題は、個々の町村なりあるいは県についてはございますけれども、財政的な面といたしましては、一応はやはりある基準団体というものを心目にいたしまして、これに対してものくらいの実績が從来あるのか、あるいは国家公務員の場合の実例はどうなつておるか、そういうものを見ながら、おのずからそこにまとめておるものに基づんとして設定をしていくと、考え方にならざるを得ないと考えております。ただ、私たちといたしましては、やはり給与の問題というものは適正な基準にこれを確保していく、そういう方向は堅持をいたしたいということで、そういう方向における検討はいたしておりますが、そういう検討をされたということ

ならば、先ほどつかんでいないとおつしやった超勤命令簿に対してもくらいいの比率でくれておるかということふうな実態を調査する権限は、自治省にあるのでしょうか。
○藤井(貞)政府委員 給与実態の一環といたしまして、そういうようななこと、を調査をするということは、やろうと思えば可能だと思つております。
○安宅委員 それはやつてもらつて免表していくだけませんか。
○藤井(貞)政府委員 それをやるとどうか、あるいはそのことだけをやるのかどうか。さらにもう少し全般的に給与全体について、今まで私たち把握しておりますが、やるといたしましてその時期をどうするかということにつきましては、なほ私自身としても検討いたしてみたないと考えております。
○安宅委員 そういうことをやつてみますと明らかになると思うのであります、きょう何日までに出してもらいたいということは私は言ひませんけれども、あるいはこの次あたり言ひかもされません。しかしこれはどういうことになるかというと、結局、先ほど言つた通り隣組組織なんかにおつかませていかなければならぬ。人が足らぬのですから、サービスが万全を期せられないということになりますから、そういう町内会あたりを盛んに再組織が、そういう組織の中で積金の令書書であるような空気が各地方に見えておるようであります。これは国民年金なんかとも関連をしておるようでありますから、ことをさせて大体いいかということです。これは具体的にあなたの方でつか

のですが、安宅の家は何だ、あれは国税を何ばしか納めていないとか、市民税はあそこは安過ぎるじゃないかといふようなことを、町内のおばさんあなたがべらべら茶飲み話にされた日にはただごとにじゃないと思うのです。たとえばもし郵便の配達さんが足らないからというので、その辺からさつと持ってきて町内会から配達されてごらんなさい。あそこの息子にはラブレターが何通来るというようなことが茶飲み話にされてしまう。私は、そういう町内会の組織などに委託されたりおつかぶせてやったりすれば、同じような性質の現象がどんどん出てきて、大へん大きな問題になるのじゃないかと思うのです。私のところでは消防の寄付なんかもそういうふうにやられておる。私どもの方で、消防の寄付というのは何とも、私の所属しておった労働組合でやったことがあります。そうすると一ぱい飲んできて、ようし火事になつたら隣りの家が火事になつてもお前の家は破壊消防でみなぶつこわしてやるから覚悟しろという勇ましいのが酔つぱらって来たりする、そういうことになります。こういうことで全部地方自治体の入件費を抑える、あなたの方で標準指教だの何だのいろいろなことをやるために、地方自治体の中には困ったことが起きておるのだということを、ほんとうにもう少し考へてもらわなければならぬと思ふのです。たとえば屎尿処理にしても、清掃事業などにいたしましても、こういうものに対しして民間団体に補助金をつけてやらせることが出てきておるので

合わせるならば、そういうところに通ずるものがあると思うのです。地方自治体が責任を持つてやらなければならない問題だと思うのですが、その地方の業者に補助金をつけて清掃事業や屎尿処理などをやらせるということは正しいことなのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思うのです。ただいま私が前段に述べた弊害などを考慮に入れて質問をしておりますから、そういう意味で御答弁を願いたいと思いまます。

○奥野政府委員 いろいろの仕事をやります場合に、自分でやる場合と特定の業者に代行させるという場合があるかと思うわけでありますけれども、今申されましたような問題につきましては、市町村として基本的な仕事の一つになっているだらうと思います。要するに住民の生活環境を整備するといふことでござりますので、市町村の責任においてやってもらいたいという考え方を基本的には持つておるわけでございます。いろいろ例外もあるかと思うのでありますし、基本的な態度としてはそういう考え方を持っております。

○安室委員 そうあつさり答えられるならば私は聞きますよ。消防の寄付金とか募金とか令書配りまでやらず、それは人件費を抑えたりするからで、そういうことははなはだ困る。たとえば地財法の一七七条の三を改正した。このことは、そういうところまでいろいろな団体がやると、寄付などもやるような下地を作ることになる、これは大へんだからというので改正したと思ふ。こういうところまで違反するとここまで問題は発展する。こういうこと

ります。さっぱりまだ整備されていませんが、たとえばそういう法の改正によって具体的に実現になつたものとして、学校給食の調理員であるとか、図書館の司書、それらはPTAの方からやつてはいかぬということになった。それで交付税でこれを見ることがなつたのですが、あなたの方でやっているのは〇・五人ですね。〇・五人調理員をやつたつてだめだ。手の方だか足の方だか知らぬが、上半身か下半身かどちらですか。〇・五人などとそんなければなやり方をするから、法の改正をせつかくやっても意義がうまく生きないということになる。そういうことについて非常に重大な発言をこの際奥野さんはしておるわけです。

たとえば、その土地の道路が少しよくなるのだから、そのときには、その道路の改善によって利益を受ける諸君が、全般の国民の税金でまかなうことがないかどうかということになると、相當疑義がある、そういう諸君には若干の地元負担を私はさせてもいいじやないかというふうに考えておる。こんな答弁をされておるわけです。道路ばかりではなく、これと同じような結果がたくさん地方自治体の中には出てきておるのだということを、私は事実を申し上げてみたいと思って今言つておるのであるが、やはりあなたの考え方はこういう実態を見ても改まりませんか。

それで国がやる事業というものは、そういう諸君によって寄付団体みたいなもののが集めて、期成同盟だとかそういうようなもので若干の金を準備して、そして國の事業に受益者負担分

として寄付をもらえるような仕組みになつてゐるのはおかしいじゃないかと言つたら、あなたはそれはあたりまえだと思うと言つたけれども、そういうことはやはりその通りだとどこまでも突っぱられるのですか。それをちょっとお聞きいたします。

○奥野政府委員 受益者負担金の問題は、おそらく下水道施設を設ける場合に受益者負担金を徴収することができるようになつてゐるので、そういうふうに悪いかとということであつたかと思ひます。その場合に、法に基づきまして受益者負担金を徴収することができるようになつてゐるのは、そういうふうなものにつきましては、私たちは税外負担の解消を言つておるけれども、排除しなければならないものだと考えてゐるのではないか、こういうふうにいるのではないか、どうだかから答えたのであります。税外負担には違いないけれども、法の根拠に基づいて分担金を徴収していくものと、法の根拠なしに、ただ財源がないものだから寄付金のような形で押しつけていくものと、二つに分けて考えているのだ、こういうことを申し上げたつもりでおります。

いわゆる受益者負担金の問題については、たとえば港湾整備の問題につきましても、特定の業者が特にその港湾、埠頭を利用するというようなものにつきましては、その業者から負担金を徴収して微収するというような道も行なつてゐるわけでありますし、ものによりまして特に受益者が明確であります場合に、その受益者から負担金を徴収してもらうということが、負担の公平の原則に合うのじやないだろうか、かようになります。考えておるわけであります。

なお、お話しになりました給食婦など

どについて、交付税計算上は〇・五人しか認めてないではないかということをございますが、これは税外負担解消のものについては三十年で行なったわけでございまして、その際に財源措置としては九百人の小学校につきまして二人の給食婦を置けるというような計算で単位をきめたわけでございました。しかしながら、なおそれで十分である、十分でないといふいろいろな議論がございましたので、小学校としましては、賃金で頼むような人もいろいろあるわけでありますので、彈力のある運営ができるようにもう意味で、賃金を百八〇人分単位費用の計算の中に算入するというような措置をとったわけでございます。

か港湾法とか、それそれにその規定を置いておるわけあります。そういう特定の仕事については、特定の者だけが一般の人よりも受益の程度が著しく高い、だからその人たちから部分の負担をしてもらった方が全体として公平の原則に合うというものだけに規定をしており、そういうものについてはよろしい。こう申し上げておるわけでござまつて、一般的道路あるいは学校の施設について受益者負担金を取るべきものだとは毛頭考えていないわけであります。

○二宮委員 奥野財政局長は大へん頭

がいいから広範囲について御答弁をさ

れるので、誤解を生ずると思います。

この問題が派生したのは、税外負担を

どのようにして解消するかという問題

について、こういう場合はどうかとい

う一つの例としてお話を聞いたわけであります。地方財政法第二十七條の三

には、政令で定めるものについて云々

ということがはつきりある。しかもこ

の法律は昭和三十六年四月一日から効

力を発しておる。そこでその政令が出

ておるのかどうか。一休奥野さんの言

われておるような單なる法令の問題で

はなくして、この税外負担を解消すると

いうことについて、政令で定めるもの

というこの問題が未解決のうちに、財

政局長が、こういふものについてい

いのだと、こういう場合はいいのだとい

うことと言われるのであれば、あなた

の方は、四月一日から発効しておると

ころの法律について、どのような政令

を定めておられるのか、具体的にここ

で発表していただきたい。そうしない

と、私どもが非常に言っておる税外負

担を的確に解消したいのだという意思

とは違つて、当然他の法律で認めてい

るものまで税外負担を解消する一つの

方法だというようにとられ、これも税

外負担ではないのだという例にとられ

ては、非常に私としては誤解を生ずる

のじゃないかと考えます。従つて、や

はり一番中心になるのは、地方財政法

の二十七條の三にあるところの政令と

か、こういう場合はいいのだとかいう

例を具体的にあげられたのでは、非常

に誤解を生ずるというふうに、私は前

からあなたの答弁を聞いておって感ず

るわけであります。そういうふうには

かかるかの方の、もう法律に規定をされてす

るわけであります。そういうふうには

かの方の答弁を聞いておって感ずる

わけであります。そういうふうには

かの方の答弁を聞いておって感ずる

の実例を引いて、あるいは超過勤務を他のについて質問があつたわけなんですが、地方公務員法の第五節の分限及び懲戒といふところの第二十八条の中に、「一二二」とございまして、こういう場合には意思に反して降任あるいは免職されてもやむを得ないということのその先に、それよりほかに適格性を欠く者というのではなくてはやはり免職、降任をされるという一項目もあるわけなんですが、先ほど行政局長の御答弁では、旭川の例は、明らかにこれは速記録に残つておると思いますが、適格性を欠いておるという御指摘があつたようですがござります。それは裏返して考えますと、やはり第二十八条の第三号に該当する行為である。こういうように解釈をされるわけでございますが、もちろん答弁の前にはかくかくの立場において言つたとするならばこれは適格性を欠く、こういう御答弁であつたよう私には理解をいたしましたが、しかし、いずれにしてもそういうような条件がそろつた場合には、その者は地方公務員法の二十八条の三分によつて適格性を欠く公務員である。このように行政局长の御指摘を理解していいかどうか、念を押しておきたい。その答弁をくつがえされると困るので、そのような御答弁になつておいたと思いますので、念を押しておきたいと思います。

これらの条件がかりに満たされるかどうか、かということの認定が一つ問題でござりますけれども、そのほかに私は、この分限、懲戒という関連における二つの項目に該当する意味において公務員としての適格性を欠くこととを断定する意味において適格性という言葉を用了したものでございませんので、その点一つ誤解のないように御了解が賜わりたいと思います。

て、その規定の条項の表現をいたしてありまするような意味における適格性といふ意味について御解釈をいたぐといふことになりますれば、前に申し上げたこと自体の言葉の意味といふものは若干違ひでございまして、内容自体が意味においてさらに私たちとして精査いたしまして、その結論としてこの条項に該当するというよな場合があるいはるかもしません。労務管理の意味におきましても、これはあり得るかと思ふのであります。しかし、この点につきましては、それぞれ判断をいたしまするのは任命権者でもございましょうし、また私たちの条項の解釈について意見を求められるならば、具体的な案件についても前提条件をいろいろ調べました上で御意見を申し上げるということもございましょうけれども、私といたしましては、先刻申し上げましたのは二千八条との関連性において適格性という言葉を使つた意味ではないといふことはお断わり申し上げておきたいと思います。

て、やつてある仕事が地方公務員のボトムだというように言わることと自体が、あなたが、たといこの二十八条の三号の問題と同意語で言ったのではないといいたしましても、受け取る方の立場、解釈の立場、結びつけ方といふのは、やはりはつきりそこに、これは懲戒免職という問題に関連をしての違格性を欠くということに置きかえ、イコールにしても、同意語にいたしましても決して差しつかえのない問題である。手続きそのほかは、問題はあなたが理解をしておるのです。あなたの言われるような前提を満たしても、ころで、その点を考えて言つたのではないのだと言つても、言つたこと自体は、二十八条の三号と同意語に解釈してよろしい。このように私は考えるの立場から、行政指導の立場にあるあなたの言つたことで影響が大きいかもしれませんが、それははつきりすなれば、聞いておつて、そのように結びつけて解釈するということが当然だと思つます。何もあなたがほかのことと言つた、これは全然別個のことを言つたのだといふように受け取るわけには參りません。どうですか。

て問題が提起されたということにならなければ、おのずから表現の仕方も変わったと思うのです。またまことに御指摘になつたのであります。ただまことに御指摘になつたのであります。それはまあ問題といたしましてはそう、うところでお結びつけになるといふことになると、私の発言といたしましてはきわめて重大でござりますので、この点は、そういう意味ならば私はもうべん訂正をせざるを得ません。

○二官委員 それははつきり——これは速記録ができ上がりまして、私が御観察した通りの線だと思うんですけれども、その速記録を見た上で再度質問したいと思います。

○安宅委員 そういうようにして標準の財政支出というものは、人件費を何とかして食いとめよう、こういうところに非常に大きな力点が地方自治体の中ですで今かけられておる一つの空気になつておる。こういう中で人員が足りないものですから、屎尿処理、清掃事業まで民間に補助金を出して請け負にしてしまう。そうすると人件費という項目は減る。それからまた徴税令書の何かまで全部隣組や何かにさせる、そういうふうになつておる。これは人が足らぬということを行政の面で明らかに把握できる一つの現象だと私は思つてます。そういうときには四〇%でなければならぬとか、三五%以上こえてはならないなんということを明記したこのういう財政支出額似団体云々というやつは、あなたの方でこれは尺度にはならないかったということを認めて、こいつのものは撤回する、あるいは再検討を加えて修正する、こういうような態思はりませんか。

○ 奧野政府委員

現在市町村を人口段

○奥野政府委員 現在市町村を人口段階と経済構造で分類をいたしまして、たしか二十種くらいに分けておつたのではないかと思うのであります。それその団体の財政構造はどうなつてゐるかということを、それぞれの範疇に入つてくるもののうちのさらに標準的なものだけを取り上げまして、その指數を調べておるわけでござります。従いまして関係の団体にとりましては、相当財政運営上参考になつてゐるだろう、こう私たちは考えておるわけでござります。もちろんそのことは、御指摘になりましたように、ただ計算上の人物費のウェートを下げるというような意味で、本来市町村の職員で行なうべきものを補助事業で終わらせておるというふうな態度は慎んでもらわなければなりません。そういうふうなことがありますから、非常に遺憾なことだと思いますのでございます。そういうふうな態度は慎んでもらわなければなりませんし、今後もそういうふうな態度は慎んでもらわなければなりません。そういうふうな態度が財政構造を変えるといふことは、私は思ひません。今後もそういうふうな態度は慎んでもらわなければなりません。つまりは十分に注意をして参りたい、かように考えております。

に私が言ったたよに、地方自治の独立性というものはもうだんだんなくなつて行く方向にあなた方は行政指導なり、財政指導をされておるのだということを私は申し上げておるわけです。さらに例をあげれば、この前も問題になつてゐるようでありますから、私は詳しいことは言いませんけれども、臨時職員だつてそうでしょ。こういふ人は、三十五年十二月一日現在の自治省の調査によれば、都道府県が三万四千二百五十一人ですか、五大都市が六千四百八人だといふうになつておる。ところがこの委員会で答弁しているのを聞きますと、臨時職員というのは昭和三十五年で大体三万二千人くらいですから、それからいろいろ改善されて一万幾らになつておる。その七〇%をこのたび本採用にするために計画に盛り込んだんだ。こういうふうに言つてはいる。五大都市と都道府県だけでは三十五年十二月一日現在で私の計算によれば四万人をこえておる。あとの五大都市以外の小さな市町村までみんな合わせたら何万人おると思うのです。それから二万一千人、三万二千人の七〇%かなんかで、これで十分だといふうな考え方で財政計画なりを立てて、そして今度は交付税の中にそういう基準でこれを持つてくるということは実態に即さない。さらにたとえば今まで何か物件費の方で食つておつた、こういう人を本採用にする。その物件費のところの予算が穴があくでしょ。そうすると、また新しく臨時を採用するのです。だからあなたの言うように、毎年々々臨時者が減つておるなんということにはならない。新しく臨時から本採用になつた分は正式の

費を食っているのがたくさんおりますと、穴があるた分は、結局地方團体は埋めておるのですよ。だから臨時者というものは二万一千人になつてゐるとか、三万二千人になつてゐるといふと、その点はどうなんですか。そういう地方自治体に對して間に合うようなら、あれはうそだと言わざるを得ないが、その点はどうなんですか。すべて人になつてゐるといふと、穴があるた分は、あれはうそだと言わざるを得ないが、その点はどうなんですか。そういうふうに私は考へるのですが、どうではありますか。

○奥野政府委員 この前もお答え申し上げたのであります、一定の時點を押えまして常勤的な臨時職員の問題をどう解決するかということがあつたわけですが、そこでござります。その後、逐年それを整理して参つたわけをございまして、御指摘のように今は七〇%組み入れることによつて、これにケリをつけるだけでござります。これは今数字を私は承知していいないのであります、それは從来通りの扱いでよろしいのじゃないか。問題は常勤的な臨時職員をどう解決するか、問題は常勤的な臨時職員をどう解決するかということで、數年来いろいろ議論されてきたところに若干問題を混ぜさせているのではないだらうかといふに私は考へるのであります。

おるじゃありませんか。何年間もやっているのがある。それであなたの方は七〇%なんて言わないで、しかば全部をそういうふうに変えたいという意思はありませんか。

○奥野政府委員 三十三年の実態調査で、たしか月ぎめで給料を払つておる臨時職員ですか、調査の方をちょっと正確に覚えておりませんが、臨時職員を定数内に組み入れなければならぬ、そういう関係者を総体的に把握したいということで調査したのでございまして、もちろんその中には本来の臨時職員であつていいものもあるわけですが、さりますけれども、ある一定の方式でワクにはめまして、その人数を拾つたわけでござります。そうして毎年それが定数内組み入れを行なつてきたのでありますて、ある程度本来の臨時職員もその中にあつたわけでございますので、若干残ることはやむを得ないのではないか。要するに、常勤的な臨時職員でありますならば、その際定数がなかつたために臨時職員のままで扱われてきた。これはいかにも氣の毒でございますので、その整理をすることが目的であったわけでござります。従いまして、結果をさらにしきいに調べてみませんとわかりませんけれども、一応これでその当事者そられておつた問題は解決したことになるのじやなかろうか、こういうふうに私たちは思つてゐるわけでございます。しかししながら、さらに今後の実態の判明に伴いまして、必要な問題は検討いたして参りたいと思います。

おるのは、こういうことを考えておるからなんです。つまり何回も言うようですが、たとえば臨時職員にあっても、臨時を置いてはいかぬというのでも、そういう日々雇い入れのような形式にしておけばいいだろとう考え方にも成り立つ。つまりあなたの今の答弁によれば、そういう職員はそのままでもいいじゃないか、こういう言葉がある通り。そうしますと、二ヵ月ずつ更新していくでしよう。あんなのは、あなたそれこそ労働法に反していますよ。二ヵ月ずつやつて臨時だ、また次の日から辞令を出す。これはずっと通算したことになるという解釈がちゃんと労働基準法上明確になつておる。それを日々雇い入れる、あるいは短期間の臨時者だから本職員にしなくてもいいのだという考え方で、二ヵ月ずつ最初られたり、採用されたりしてはまたまつたものではないのです。そういうことをやらないことになつていてるのに、自治省関係の臨時職員というものは、みんなそういうふうになつていい。こういうことも、すべて交付税との臨時者だから本職員にしなくてもいいものが実態に合わないからそういうふうになつておる。それを労働基準監督署が行なうところの労働基準のきめ方、いろいろな問題等はだれがやるかというと、地方市町村がやることになつてている。基準法自体守っていない人が、労働基準の監督権まで市町村長が持つておるのであら、こんな理屈に合わない運営の仕方は私はないと困ります。どうです。そういう人事院勧告なんかは守らないし、それから超過勤務なんかも平気でくれないし、宿日直手当なんかも三分の一なくとも、これは徐々に近づければいいのだという

うな下に於ける市町村長の諸君が、労働基準の監督権までみなまかせられて、それでやれると思っておられるのでしょ
うか。これをまず一つ聞きたいわけです。ということは、何を言わんとするか
というと、そういうような実態に対し
て、現在あなたの方で提議していると
ころの交付税法の改正などはあるのだ
が、交付税率そのものを上げないで、
そうして実績を幾らかふやしてやる程
度のもので何とか表面を糊塗しようと
する、そういう精神は間違つておるの
じゃないか。初めからもっと根本的
な、抜本的な検討をしなければならな
いのじやないかということを、私はど
こまでも、最後まで聞きたいのであり
まして、この間、私の質問があつたと
申しますか、そういうところで、臨時
職員の場合には抜本的にそれを改正し
たい。七〇%多なんということで出さな
くて、全員の分を出したい。しかしこ
れは国会の審議状況を見て。そういう
ふうに回答した覚えはありませんか。
それを二つ聞いておきます。

つきましては、国には人事院といううるものがあるけれども、地方の場合にはそもそも参りませんので、これは労働基準法とは違った立て方をいたしております。それは別系統の機関、労働省系統の機関がこの監督をするというよりも、あらゆる行政の面についてその執行の任に当たっております市町村長にまかしていいのではないかというような立法院の精神であったように考えるのであります。ただ、その後の運営の実態調査等に見まして、先刻来いろいろ御指摘の点もありますように、われわれも十分にその効果を發揮しておるといふに大いぱりで言えない面がありますことは、これは確かでございます。そういう面につきましては、今までの改善措置については努力をいたしたいと思っておりますけれども、根本的に労働基準監督機関の職権をどうするかというような面につきましては、公務員法全体の体系の一環として、なおお一般的に考慮いたします際に組み入れて検討の対象にいたしたいというふうに考えております。

不レバ講話がござりましたのであります。私たちといたしまして、根本的に申します意味は、さらに立ち入って申上げますと、問題はどうしてもやはり公共事業費のいわゆる事務費というものの対象になつております人件費といふもののからみ合わせをどうしていくかということが根本問題として一つあるわけであります。しかもその公共事業費といふのが、各省各局にそれぞれ分かれておりますために、いろいろ余金の使い方、経理の仕方等につきまして大きな問題があるわけでございまして、理想的な形としては、これを一本にまとめた人件費、事務費についての総合補助金のような形で運営ができるますと、自治省の立場としては、これは引き渡して円滑にいく面もあるわけであります。そもそもこれは参りません。そこでそういう点の調整をどうするかと云ふことは、私は臨時職員全般の問題を解決するための一つの大きなボイントじゃないか、そういうふうに考えておるわけであります。そういうような点についても、問題点はわれわれとして持つておる。そういう点も含めて二つ考えてみようではないかということを申し上げたのであります。臨職の問題については、先刻財政局長からも申し上げましたように、この問題を整理するという時点に立ちまして、その後国家公務員の例に準じて漸次改善措置を講じて参ったのでござりますけれども、しかしながら問題が残つておることは事実でございます。またその後われわれの対象といたしましたものが、ある程度解消されてきております。問題も落ちついておりますけれども、その後において、なおやはり別の形態

におけるもののがえでてきるといふのであります。事実出てきておる面もあろうかと思つてあります。かと思うのであります。そういう点もござります。その点もござりますので、公共事業費のあり方を、他のを全般的に考慮の対象として、一つ本問題の根本的な解決に取り組むよう努力はお互にしようじゃないか、そういうお話をしたことは事実であります。

としむものが外で扱われた形で、今何が方公務員といふものは働いているわけです。そういう諸君は、労働基準に関するいろいろな監督権も何も市町村にまかせられて、現実にうまくいっていないと誇れるような状態はないということを行政局長自身が認めておる。そういうところでは、いろいろ今地方行政で検討する場合に、事前に協議をするとか、そういうふうに考えられる諸点について、そういう職員団体とあなたの方では、何か事務合理化やいろいろな問題面についてきたいというような心がまさっているふうにしたいという気持はありませんか。

ることによりまして労働条件の強化になる、勤務条件の強化になるというような点といふものは、これは避けなければなりません。それともう一つは、事務の合理化をやつたからといって、直ちに人員整理につながるという考え方もある、私はこれは間違いたと思つております。かりにある部門において人員がそこに余裕ができたいたしますれば、その分はやはり整理すべきだという原則を言うのではなくて、むしろその面はいわゆるサービス行政として今足りない点、欠けておる点にこれを配置がえをして、全体としてのサービス行政の強化に資するという方向へいくべきであろうと考えております。いずれにいたしましても、これは住民自体の問題でもございますけれども、また他面、職員にも非常に關係のあることでござりますので、職員の意向といふものは十分参酌していくようにという指導方針は、今後われわれが合理化の線を打ち出して参りまする上においても十分考慮いたしたい、かように考えております。

これははなはだもって違法な議決だと私は思うのであります、そういう例では全国を調査をしてみますとたくさんあると思うのです。まあこういう状況があるとあっておる。あなたのの方で職員団体とそういうようやうないろいろなことで話し合いをされるという希望がある。そういう形の中で、将来、交付税というものがどんなふうにその地方自治体に影響を及ぼしているか、悪い影響を及ぼしているかということをつかむ一つのよすがになると私は思うのでありますして、そういう意味で話し合いをされることを私は希望します。それで、具体的に私が言いました尾花沢市のような場合は、違法な議決であるということを明確にあなたの方から御答弁願いたいと考えておりますが、すべてこういう問題は、私は一つの労働条件の面だけをおもに取り上げていろいろ今まで質問をしたのですが、地方交付税そのものの配分が非常に、地方自治が独立性を保つていて、それを強化していくんだという法の精神にのっていいところの状態になつていいということを私はする申し上げたつもりなのでありますて、こういう実能化に適合するような仕組みに、この地方交付税の配分というものをやり直すと申しますか、考え方をしていかなければならぬ、こういうふうに私は強く要求をしておきたいと思うのであります。**○田中(業)委員長代理** それでは、午後一時三十分より再開をして本審に對する質疑を続行することとし、これにて休憩いたします。

○ 滝田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に関する質疑を続行いたします。山口鶴男君。

○ 山口(鶴)委員 具体的な点について幾つかお尋ねをいたしたいと思うのですが、今回提案されました交付税法の改正によりまして、各種の単位費用がそれぞれ改定になるわけでございますが、具体的に単位費用の点をお尋ねをいたします前に、以前から基本的な問題としまして税外負担の解消の問題がいろいろと取り上げられて参りました。財政計画で御説明があつたわけでございますが、昨年度はたしか九十億だったと思ひますが、税外負担解消の経費を見積もられた。ことはそれが見積もつてない。見積もつてないということは、三十五年度に三十六年度は積算をするわけでありますから、当然昨年同額の経費は基準財政需要額として見てあるということに相なるうと思ひますが、さらにことしはそれとは別個に四百四十八億ですか、いわゆる決算による是正というものを組みにしました。これは主として税外負担解消なり、従来あるべき経費として見るべきものを見なかった点に対する穴埋めとして、こういうものを支出をさせなった。これは主として税外負担解消に、具体的にどういう形でどの単位費用に、どういう積算の基礎を置いて組み込まれてございますのか、その点を一つお示しをいただきたいと存じます。

○奥野政府委員 たとえば小、中学校の単位費用につきましても、通信費とか運搬費とか光熱水費とかいうような意味の経費を増額いたしているわけでござりますし、あるいはまた投資的経費におきましては、道路その他の単位費用を増額しておるわけでございまして、単に特定の費用を取り上げただけではなしに、面積を測定単位といつたり、あるいは人口を測定単位といつてしましたりして、そして維持経費を算入している部分についての単位費用も相当に増額いたしておるわけです。

○山口(鶴)委員 いろいろな費目の中に入つておるという御説明でありますから、単位費用の項目はそんなにたくさんあるわけではないわけです。たとえば道府県分においては幾らで、市町村分においては具体的に幾らであり、また市町村分の中の単位費用の、市町村分の単位費用といつてもそんなにたくさんはないわけでありますから、たとえば消防費に幾ら、土木費に幾ら、教育費に幾らということは、大まかな何億という程度の数字でございましたら、見込みの額があろうと思うのですけれども、それを一つお示しをいただきたいと思うのです。

○奥野政府委員 財政計画のはじめに、よつて得られました財源をそれぞれの費目に交付税計算上算入いたして参つておるわけでございます。その中には給与単価が増加になつたものもござりますし、あるいはまたたとえば国のもののが改定になつたために地方の所要財源も増額したというようなものもあるわけでござります。そういうこととで、たとえば道府県の基準財政需要額

が幾らに増額になったとか、あるいはまたどの項目の基準財政需要額が幾らに増額になったということは申し上げることができますけれども、今御指摘になりました四百何十億がどういう費目にどれだけつ入ったかということになりますと、一種の仮定を置いてそういう計算の仕方をすることができるわけでありますけれども、あまり意味のないことになりますのでそういう計算の仕方をしていないわけであります。従いまして、個々の行政費目ごとの基準財政需要額が、先ほど来申し上げておりますようないろいろな理由において幾ら増額になったかということは、これは申し上げる事ができるわけであります。またそういう資料も提出しているわけでござります。

けでござりますので、特別交付税の分は除かれる。そういうようなことがござりますので今申し上げますようになるとになるわけでございます。もちろん恣意的にそういう振り分けをしようとすることになりますれば、やつてでありますことはないわけでございますけれども、あまり意味がないのでやつていいなさい、こうお答え申し上げたわけであります。

縮でございますけれどもそれまでお待
ち願いたいと思います。——地方交付
税関係資料の中で、たとえば三のところには三十六年度の基準財政需要額及び基準財政収入額の増加見込額を、給与改定とか投資的事業とかいうように大きく振り分けして書いてあります。
なおまた四のところには三十六年度の単位費用につきまして、それぞれについてどう変わっているかということを書いているわけでございます。この

村の教育費については、こういう計算で
もってこうであるとか、市町村の土木
費についてはその道路の面積が幾らで
長さが幾らで云々と、いろいろな計算で
もって書いてあるだけでありまして、
これは普通の人間が見たのでは、なる
ほどこういう格好で全体としては組ん
でありますねということはわかります
けれども、四百四十八億が一体どうい
うところに注がれておるかということ
は、これで見ただけではわからぬじや

資料の六ページには、道府県分の費目ごとにどういう計上の仕方をしているか、市町村分についてどういうものをふやしているかということを書いておるわけですが、たとえば市町村分でいいますと、消防費で消防団員の報酬及び出動手当の改定等において十億四百万円ふやしておる。その下を見ていたら、小、中、高等学校の経費の中で建物維持修繕費、校医手当等の増、三十五億六千百万円出して

画の改善のために鋭意であつたか漸次
であつたかどうか知りませんけれど
も、とにかく若干ずつは努力されてき
たことは事実だらうと思う。そうして
その努力をしてきたけれども、受け取
る側の都道府県なり市町村の方で、な
るほどこういう点は経費をよけい見て
くれたのか、今まで自治体の要求は
こういう点があつたけれども、それで
はこれを改善しようではないかとい
う、ある程度具体的な自信がなけれ

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

解消等に振り向けるべき経費もあるのだ
だというお話を、聞けばそういうよう
に入っているということになります
ね。ところが、どこにどう入っている
かと云ふことがわからなければ、どこに

部分につきましては別冊がございまして、単位費用の積算の基礎を明確にして、何十ページかの資料を別途差し上げてあるつもりでございます。それはたとえば、先ほどちょっと触れましたよ

○ **奥野政府委員** 先ほどもちょっと申し上げましたように、地方財政計画の個々の項目がすばり交付税の基準財政需要額と結びついておる、こうは言え
ないですか。

おる。こういふうに個々の項目をあげてやつておるわけでございまして、これらは別に給与改定があつたからと、いうふうな性格のものではないわけでござります。そういう意味では除外負

ば、自治省の方でいろいろ改善のためにかりに力を払つたとしましても、それがその自治体の、具体的には住民の利益となつておりていかないことになるのじやないか。そういう点は、やは

かくそういう経費を見ているのだと、うだけの話であって、町村なり道府県としては、国はこういう点で基準財政需要として見てくれたんだから、町村としてもこういう部面の税外負担は解消しなければいかぬ。こういうことが具体的に示されなければ、市町村としても一体何を解消していいのかわからぬ。また議員の方も、一体何を解消していくのかわからぬということでは、現実に自治省の趣旨は自治体には徹底しないということになるじゃないのですか。

うに小学校、中学校的経費につきましては、光熱水費を引き上げるとか、あるいは賃金の算入を多くするといふような意味において、先ほど税外負担のことをお取り上げになつたわけでござりますが、そういうことを意図して増額しておるわけであります。消防関係の経費につきましてもそういうことをいたしておりますのでござります。

○山口(鶴)委員 今のような御説明で、三の表と四の表に、それに関する経費がそれぞれの項に入つておりますが、体的なものはこれだというお話をござ

ないわけでござります。立て方が違つておるわけでございまして、地方財政計画では、ある程度大きな項目でまとめておるわけでございます。交付税の場合には、個々の行政項目ごとに計数をまとめておるわけでござります。また地方財政計画の方には使用料、手数料のような財源によるもの、あるいは国庫補助負担金によるもの、いろいろあるわけでござります。さらに交付税の場合には、普通交付税だけのことでもありますけれども、七割計算、八割計算があるわけでござります。そういう

○山口(鷹委員) 担の解消の可能な基準財政需要額の計算の仕方がどういうふうにどの程度あるだろうかといふことは見られないのではないか、こう思つておるわけですが、これは多少わかりやすいといふ意味でしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、税外負担解消だけの経費のまとめ方というような意味のとり方をしておりませんので、そういう意味でお考え願えれば御指摘のようにわかりにくい資料になつておるかと思います。

りしろうとが見て、ある程度自治省の意図というものが反映するような何らかの方策というのを考えるべきではないか、またそういう御指示が当然あるべきではないかというふうに考えるものです。

そこで具体的にお尋ねいたしますが、今あげたような項目で全部すばりとうふうにはいかぬけれども、税外負担を解消するというような点については、それではこの五の表で、どの項目の金額幾らの中に幾らあるというようなことが、具体的に御指摘できない

○ 奥野政府委員 今その資料をちょっと持ってきておりませんので、今すぐ消なり、いろいろな経費として四百四十八億がどういうふうに振り分けられているということがわかるのですか。この点を一つお教えいただきたいと思います。

ではお尋ねいたしますけれども、この資料のどこを見れば、税外負担の解消のための資料であります。

いますが、それは自治省の財政局長さんというような専門家、あるいはその作った方でありまするならば、こういう計算の根拠でこうなつて現在はこうだということがわかります、が、私もずっとこれを見てみましたけれども、四百四十八億の部分はこれですといふ書き方はしていなわけです。要するにどの府県の教育費についてはこうう計算でもつてこうであるとか、市町

ようないろいろなことでござりますので、地方財政計画に対応するものを交付税で出して、それに対応するものはこれだというような意味合いの資料を作つたところで、それは恣意的なものになるのだ、こう申し上げたわけでございます。ただ差し上げております

てになり、そしてそれに基づいて交付税の配分をなさる、その基礎として単位費用を積算される。そういう意味で、こういう形の資料になるということは、お話を聞けばわかります。しかし問題は、現在の三千幾つかの自治体をながめても、どういうところに欠陥があるかということを自治省としてはお答えになり、そうしてそのような障害を除去するためいろいろ地方財政計

かどうかわかりませんが、どの項目の経費を、今まで見るべきものが不足だったのと、見るものとしてははどういうものであるというような点の御指摘をいただきたいと思うのです。

○奥野政府委員 地方財政計画と地方交付税制度との関連の問題が一つあるうかと思うのであります。たとえば今御指摘になりました表の七ページの一一番下の辺に、低種地市町村における需

要の充実として三十八億掲げてござります。こういうふうなものは別に財政計画上項目をあげていないわけあります。しかし投資的経費などを充実しておるわけでございますので、そういう財源をどういう團体に持っていくかという場合に、貧弱團体に傾斜的に財源を与えていきたいとかいうような意圖のもとに、交付税の配分におきましてはこういう作業をいたしております。従いまして、そういう気持でこの交付税の配分計画をお考いだときたい、かようにも考るわけでござります。同時に、税外負担の解消ということを三十五度におきましては地方財政計画においても計上いたしました。たし、同時にまた地方交付税の配分においてどういうところへそれを持つていったかということも資料として出されました。三十六年度におきましても、地方交付税の上におきまして、他の諸費を行なわれて付随して税外負担の整理も行なわれて、その他の負担によって、それに方財政計画においても計上いたしました。たし、同時にまた地方交付税の配分においてどういうところへそれを持つていったかということも資料として出されました。三十六年度におきましても、そうした分類としては、一般的に投資的経費の充実その他のかかることによって、それに付随して税外負担の整理も行なわれて、いくだらうという期待を持つておるわけでござります。従いまして、地方財政計画の上におきまして、地方交付税の上におきまして、その他の諸費を見ていきますと、その他の諸費は、これは人口を測定単位としておるものでございますが、投資的経費の総括的な算入として市町村に四十七億四千八百万円の財源を与えることにいたしておるわけであります。そういう意味ではこういう財源がふえてきておるわけだから、自然いろいろな仕事を部落に押しつけてしまうということの解

消の一助になるであろう、こういうふうなことを言えるであろうと思うのであります。そういう意味では投資的経費で、その他の産業経済費とか農業行政費とかについて若干ずつふやしておきました。市町村分の道路橋梁費は百十四億とかなり大幅な増額をいたしております。一般行政費につきましても、先ほど消防費や小・中学校の経費について申上げたわけですが、そういう部分につきましても、新たにそういう財源が与えられたわけでございました。PTAの負担に押しつけておったものをある程度こういう経費に振り向けることがいいのじゃないか、こういうことが言えるのではないか、かように考えておるわけでござります。

○山口(鶴)委員 大体具体的な項目をあげていただきましたので、なるほど

おぼろげながらその意図というものはわかるような気がいたします。そうす

ると、この五の表の一般行政費と投資的事業費の合計で九百七十七億ばかり

増額がされておるわけです。この中に思ひのですが、そうすると、その振り

分けはこの表ではどううことになり

ますか。

○奥野政府委員 今ごらんになつてお

ります資料の三ページをちょっと見て

いただきますと、基準財政需要額の増加額で、給与改正の平年度化及び昇給

等に伴う増として七百四十億、こう書

いておるわけでござります。それから

制度改正国庫補助金の増減等に伴う増として百八十三億、それから三番目の

投資的事業費の増で七百九十四億、それから特定債補正の強化に伴う増が十

二億、単独災害債の財政力補正に伴う増が六億、さらに公債費の繰上償還、

かについて若干ずつふやしておりま

す。市町村分の道路橋梁費は百十四億とかなり大幅な増額をいたしておりま

す。一般行政費につきましても、先ほど消防費や小・中学校の経費について申上げたわけですが、そういう部分につきましても、新たにそ

ういう財源が与えられたわけでございました。PTAの負担に押しつけておったものをある程度こういう経費に振り向けることがいいのじゃないか、こういうことが言えるのではないか、かのように考えておるわけでござります。

○川村(繼)委員 関連してお聞しておきたいと思いますが、午前中もちょっと

と税外負担のお話が出たわけでござります。今山口委員からもお話を出てお

りますが、昨年度税外負担の解消をはかるといふことで財政計画で一つの措

置をされた。その額は九十億程度ではなかつたかと私記憶しております。そ

の中にはもちろん教育費等に対する父兄負担、これらの解消もその中に含

まつておつたと思います。しいて分け

て考えますと、七十億程度がPTA負

担の解消ということで考えられた財政

計画があつたと思うのです。それにつ

いて地方交付税の方もそういう意味でござります。

単位費用の改定等が行なわれてきたと

思ひます。ところが、こととはそういう

うような財政計画上のねらいはなく

て、今もお話をあつたようであります

が、全体的に必要な経費の増の見込む

ことをよって税外負担の解消ができる

のであります。はたしてそれで

市町村側には、われわれが、あるいは

かといふこともしさいであるので、そ

の結果としてどういう姿になつておる

か、同時にまた税外負担の解消には一

歩を踏み出したばかりであるので、そ

の結果としてどういう姿になつておる

かといふこともしさいであるので、そ

</

く調査して、さらに手を打つていただきたいという考え方のようであります。私たちも今年度もやはりでき得べくんばねをしておるわけです。というのは、一つの理由として、たとえば昨年度の財政計画あるいは地方財政法の改正によりまして、本年度から一部の政令事項が発足するわけですが、その政令の中に学校関係で一言申しますと、維持修繕の費用はPTAに負担させてはならない、学校の職員は全部これを市町村でまかなわねばならないといふようなことになつてくるわけであります。が、実態はお聞きにもなつておると思いますが、これは非常に大きな影響を与えておる。というのは、ここにたとえば学校に今まで四人の給食婦の方がおつてせいしばい学校給食を全力をあげてまかなかつておった。ところが、この四人のうちの一人は、いわゆる市町村の費用でまかなつておつたけれども、あの二人はPTAの費用でまかなつておつた、こういうことがあるわけです。そういう形はおそらく全国どこにもあると思います。そこで今度の改正によってそれはまかりならぬ。こういうことになりますと、市町村は、一人はそれぢや引き受けましよう。けれども一人は引き受けられません。結局、今度市町村の予算を組むときに三人の給食婦の方しか置けない、こういう例もある。それから市町村の方では、もうこれ以上は絶対にできませんから二人でやつて下さいといって金然PTAで負担しておつた二人の給食婦の方を引き

受けない。こういうこともある。そういうわけですね。そういうものをPTAが負担しないということになりますと、これは給食という教育の事業そのものに大影響を与えてくる。こういうことが言えるわけあります。これは学校の図書館経営の上においても、あるいは事務の職員の場合を考えても、そういうことが指摘できるわけです。一方でもうPTAの負担はまかりならぬぞ、こういうことは絶対やらしてはならぬぞという法律もできて、住民負担の軽減をはかるという措置ができるおっても、今度は実際の教育に対して及ぼすところの影響というものは実に大きいわけです。こういう点を考えると、ただ昨年度こういう措置をしたからという通り一べんのことでは問題は片づかないわけです。そこで、そういうような実態でございますから、先ほど申し上げますように、この本年度とられようとしておる措置は、あなたの方では、財政関係上もう一年三十六年の実態をよく調べてから、さらに前進をしようというお考えのようですけれども、それではまずかったのではないかと私は指摘せざるを得ない気持ちになるわけです。

○奥野政府委員 税外負担の整理の問題

ういうことが疑問として残つてくる。文部省としては何もやつてないじゃないか、それを地方財政の方からただ税外負担の解消だ、P.T.A.負担の解消だ、こう言つたって、それは実効あるものではない、こういうふうに考えられるのでござります。その辺のことろを一つ奥野さんの方からもう一へんお聞かせおき願いたいと思います。

○**奥野政府委員** 税外負担の整理の問題については、現在も財政運営の通達を出しますが、私は会議を招集いたしまして財政面についての考え方を申したりいたします際には絶えず繰り返しているわけでござります。三十六年度の基本的な対策にもそれをうたつておつたと考えております。

文部省との関係でござますが、私たちが税外負担の解消をはかりたいということに対しまして、必ずしも贅意を表しない役所もあるわけでござります。そんなことよりも、とにかく仕事をの分量さえあやせればよろしいんだと、いうことで、あの地方財政法の改正の際ににおいても、非常に強い抵抗を示した政府機関がございます。しかし、それに対しまして文部省の方は非常に協力的でござります。従いまして、文部省におきましても、そういう意味の通達を出してくるわけでござります。また、そういうこともござります。そこで、いろいろ要望を持つてこられたわけでございまして、そういう点については話し合いをいたしておるわけでござります。今御指摘になつたような給食婦の問題についての事例のようなことが起こらないよう

にしたい、こういう気持でおるわけでござります。ただ、給食婦が何人でよろしいかということになつて参りますと、いろいろ問題があらうかと思うのでございまして、一応単位費用の基礎としては九百人で二人の給食婦、そのほかに給食に限定するわけではございませんが、半年分の賃金を算入するにしたわけでござります。実績から申しますと、二人のところもござりますれば、三人のところもござりますし、四人のところもあるわけござります。また人数におきましても、年令なり勤務条件なりによりまして、たくさん必要とする場合もあれば、少なくて足りる場合もあるうかと思うのであります。そういう点はございまして、正して税外負担を解消するということは、仕事をやめてもらうということではなく、将来とも十分注意をしていきたい。そして同時に、御趣旨にもありますので、御指摘のようなことの起ころがないように将来とも十分注意をしておるわけでござります。

〇四〇(鐵)委員

にしたい、こういう気持でおるわけでござります。ただ、給食婦が何人でよろしいかということになつて参りますと、いろいろ問題があらうかと思うのでございまして、一応単位費用の基礎としては九百人で二人の給食婦、そのほかに給食に限定するわけではございませんが、半年分の賃金を算入するにしたわけでござります。実績から申しますと、二人のところもござりますれば、三人のところもござりますし、四人のところもあるわけござります。また人数におきましても、年令なり勤務条件なりによりまして、たくさん必要とする場合もあれば、少なくて足りる場合もあるうかと思うのであります。そういう点はございまして、正して税外負担を解消するということは、仕事をやめてもらうということではなく、将来とも十分注意をしていきたい。そして同時に、御趣旨にもありますので、御指摘のようなことの起ころがないよう、将来とも十分注意をしておるわけでござります。

費は政令でもつてきめるのだということになつております。一般国道については建設省が直接工事をいたしております。二級国道については都道府県が工事主体になつておるわけであります。二級国道についても、二級国道が市町村なりあるいは住民に負担を転嫁しておる場合は、県が市町村なりあるいは住民に負担を転嫁しておる場合に、従来の場合でしょうですが、こういうものはことしはなくなる。こう聞いていいわけですね。そしてその場合に、道路整備五カ年計画というので一兆一千億の工事をやるというわけです。今年度も三千数百億に上る工事をやる。そうなつて参りますと、当然今度は市町村の方の単位費用の算定の基礎において、市町村の道路費でどの程度それをいわゆる基準財政需要額の必要額として見ておるのかと、いうことが裏づけられておらなければ、私はこの法律を施行いたしましても市町村としては大へん大事をとるというような恰好になると思うのです。それでは具体的にはこの市町村の単位費用において、特に土木費、道路関係の経費において一体どの程度見えておるのか、この点を一つお教えをいただきたいと思います。

してそれにつきまして十六ページのところに、道路の面積を測定単位といたしております部分について、標準団体の経費総額を三十五年度では千百二十五万余円しか見ていなかったのを、三十六年度では千七百七十七万余円を見ている。従つて六百五十二万余円の増額を行なつておるということになるわけでございます。なおその次の十七ページのところで、道路の延長を測定単位といたしております部分について、三十五年度では三百九十余万円しか見ていなかつたのを四百七十七万余円見ておるわけでございますので、八十七万余りふえているということになります。橋梁費につきましても同じような考え方で若干の増額を行なつております。橋梁費につきましても同じような考え方で若干の増額を行なつておるわけでございます。

過ぎておったと思いますが、標準断面において道路の面積がどれくらいあるか、あるいは道路の延長がどれくらいあるかということを、一応平均的なところから出しておるわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたよんな増加額を、その團体の、そこに示しております道路の面積、道路の延長を割り返しまして、単位費用の増加額を出しておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 それでは、二級国道や一級国道は、一休市町村の道路の単位費用ではどういう格好で計算するのですか。

が正しいとして、私がさらに聞くとすれば、事業量のふえている面について税外負担の経費というのには当然あるはずだから、そういうものは全然見ていません。しかし、事業量のふえている面については、どうしたことになるのではないですか。これはむしろ奥野さんの御説明を納得した上において聞いてもですよ。前段においてもなお私は納得しませんけれども、その関係はどういうのであるか。

○奥野政府委員 税外負担の解消といいましても、地方団体の財政運営にはかなり激変を与える問題であります。また、法律で禁止する以上は適確に守らなければならぬ。こういう考え方方でございましたので、三十五年度で財政措置をいたしましたけれども、法律上の禁止規定の施行は三十六年度にいたわけでございます。具体的な例を申し上げますと、この法律改正の結果だけでも、たとえば静岡県におきましては一億何千万円今まで市町村に転嫁しておったのが県でよけい持たなければならなくなつた。そういう大きな問題でござりますので、やはり十分な財政の裏づけをし、事前に徹底してやらなければなりませんので、法律の禁止規定の施行だけは一年ずらしたわけでございます。しかし、これらの考え方方は当然地方団体にも通絡いたしておきまつたし、なるべく早くそれは実施してもらいたいという希望は強く伝えておいたわけでございます。三十六年度におきましては、道路整備五カ年計画が変わったわけでございますので、道路

整備五ヵ年計画によつてふえました部分の財源措置をそれぞれの団体にいたせばよろしいのではないか、こういう考え方を持つているわけでございまして、その財源措置としては、もとより歳入面で軽油引取税等の増税もございましょうし、あるいは交付税その他の一般財源の増額もございましょう。地方団体への配分としては、基準財政の需要額のワクの増額という形において行なつて参つてきているわけでござります。

○川村(継)委員 今のお話で再度確かめてみたいと思いますが、昨年度地方財政法の改正の大もとをなしたと言つていい財政計画画面上は、住民の税外負担の解消ということで九十億が財政計画の上に考えられておつた。その九十億の内容はどうでしたかね。

○奥野政府委員 当時府県が市町村に転嫁しておつた、それを市町村に転嫁できないとなると、府県の所要経費がふえてくる。そういうものとして二十億円程度見込んだと思ひます。それをもっぱら府県の投資的経費に見込み、同時に府県の関係の基準財政需要額の増額を行なつたと記憶いたして、自動的に市町村には二十億の財源が負担の軽減として与えられたということになります。市町村に対しては七十億だけ、府県が市町村に転嫁していく部分が二十億円ぐらいなくなるだろう。この財源措置は府県にすればよろしいといふわけで、市町村については七十億だけとにかく基準財政需要額を増額す

が税外負担の解消の財源措置になるだらうというふうに考えられるわけですが、さります。

○川村(櫛)委員 九十億の額外負担の計画上の金額は、私ども記憶にあるのは、七十億程度の学校のP.T.A.の負担の輕減、こういうことであつたと記憶します。あと二十億は何かというと、その他の道路はどの行政関係の費用の項目ではなかつたか、そういうような県が市町村に転嫁しておつたものを解消するために考えられた費用でしたか、そうなると、昨年の財政法の改正に基づいて三十六年度から発効するのであるから、ことしのうちにそれだけの財政措置をしておいて、県が市町村に道路の負担などの余分の転嫁をしないようにということがなされたてきた。それが今日生きているから、ことしはそういう面のところはやらないでもいい、こうお考えになつておられると思いますが、考え方はそれでいいと思うのですが、一体二十億というような、県が市町村に転嫁しておつたのは道路だけではないと思うのです。そういうものが一体完全に——完全にというのは言葉全くにと言いたいのですが、あなたのい過ぎかもしれないが、われわれは方では一つの手当として十分だと考えておられるのかどうか。十分でないならことしもやらなければいけませんね。それでいいのかどうかという問題點と一千億の内容は、県が市町村に転嫁しないための道路等の財政措置をやつたんだと考えられておられるのか、はつきりしておきたいと思います。

嫌します。市町村はそれをさらに住民に転嫁しておっただらうと思うのであります。そういうものは二十億円くらいいは府県に財源を与えることによって解消したい、究極的には住民の負担の緩和になるのだ、こう考えておったわけでございます。私たちは一千億円で、もとより十分だとは考えておりません。しかしながら、地方財政法の改正に基づきまして三十六年度から禁止された。それは完全に守られていると思いますし、またこれの関連から多少疑義のある問題につきまして府県と市町村との間に若干論議が起つたりしておりますので、地方財政法の改正が相当な効果を持ったということがそういう点を通じて私たちに看取されて参つているわけでございます。ただ禁止いたしますのは四項目でございまして、先ほど高等学校を例に引いたわけでもございませんけれども、その他にもいろいろなおたくさん大きな問題があるわけでございます。これをどう持っていくかということにつきましても、なおくよく研究して対案をとらなければならないのではないだろうか、こういう気持でございました。しかしこれだけでは決禁止するだけでよいものかどうかといふことにつきましても慎重に検討したういという気持を持っておるわけでございます。

裏づけする財源を十分に補てんをするが、結局政令の範囲は一級国道と二級国道だけだということになつておるのですが、県としてやつておるものにはたとえば主要地方道があります。そういうものは一切住民負担を幾らかけてもいい、こういうことなんですか。そういうものに対して、先ほど財政局長がたとえば県立学校において云々といふようなことを言われましたが、それと同じような範疇に属するものとして将来法律改正なり何なりでこれをうたったい込んでいく、そうしてその分に対する財政措置もやっていく、こういうお考えはござりますか。

○奥野政府委員 率直に申し上げまして、なるたけ府県の基準財政需要額に算入しているような行政経費については全額府県に持つてもらいたいのございまして、市町村に転嫁することは穢当でないという考え方をいたしておるわけでございます。しかしながら、建前はそうでありましても、そのことを直ちに法律規定による禁止に持つていくことが正しいかどうかということになりますと、なお若干疑問があるわけございます。全体的に行政水準の維持が十分に行き渡つているときでありますればよろしいのでありますけれども、そうではありませんで、ある程度窮屈的な人たちが奉仕的にいろいろなことをやってくれる。そういう気風までも一切抹殺してしまうというようなことにもなりかねませんので、若干慎重に考えていただきたい、こういう気持を持つておるわけでございます。従いま

して、だれがどう考へても負担転嫁はひど過ぎるではないかというようにも思われますものから逐次強制力を持つた禁止の範囲に取り入れたいという考え方をいたしておるわけあります。

○山口(鶴)委員 今度はそれでは市町村が市町村の住民に転嫁しておる経費もで今度禁止される項目についてお尋ねいたしたいと思います。市町村の職員の給与に関する経費と市町村立小学校及び中学の建物の維持修繕に要する経費が今度政令の中にうたい込まれてゐる。そこで異様に感じられますことは、せっかく小、中学校の建物の維持修繕に要する経費に対して住民負担を禁止をしておいて、建物を新築する場合のものはいいんだということをわざわざ文部省は御丁寧に一項を起こして通達を出しておられますね。全くそんなことではしり抜けではないですか。維持修繕に要する経費というのは少額ですよ。直接住民負担が大きいということになればやはり新築ということがはるかに大きいわけであつて、少額のものを禁止しておいて、こういう住民負担をはつておくのは一体いかなる理屈でそういう妙なことになるのか、この点はどういうことですか。

定を置いておるわけであります。ただ御指摘のように維持修繕に限つておどり止してしまふわけであります。住民割当寄付はやめたいのでありますけれども、そういう篤志家の積極的な寄付をする以上、いろいろな美風といいますか、気氛のものは、今のような小、中学校の整備状況であればそれも好ましいことだ、こう私は言いたいのであります。そういうような禁止することになつたのであります。一般的な割当寄付金は、地方財政法四条ですか、あれを基礎にして住民はあるいは少な過ぎるのではないかという御批判があるかもしれません。が、そういう規定を通じまして、ものの考え方とそういうものを私たちは国民に訴えていくつもりであります。そういう考え方を基礎にして財政運営をやつて参りたい、そういうものを通じて財政の秩序を確立していく、そういう念願を強く持つてゐるわけでもあります。その念願のあまり、いろいろないい氣風までへしゃんこにしてしまふこともあります。問題ではないかということまであわせ考へてゐるつもりであります。

現実に篤志家の寄付が大部分であつて一般的の寄付がきわめて軽微なものだといふようなことは、きわめて例外的な問題だらうと思います。それから割当といいましても、割当寄付と割当でない寄付の限界というものは現実の問題としてなかなかか線が引きにくいといふことは、これは局長さんもよく認められるところだと思います。ですから、たとえば篤志家の寄付なら寄付を受け入れるのは、新築を禁止しても差しつかえないのでないか。備品か何かについて大いに篤志家の寄付を募るかということでも措置する方法はあり得ると思います。ですから、そういうふうな割当寄付というものを禁止するということだけは十分であるならば、何も新しく財政法でうたわなくて、割当をした寄付と割当寄付でないものとの限界が明確であるなら必要ないだらうと思いますけれども、その辺がデリケートだからこそ、こういう財政法の改正もしなければいかぬというのが私は現実だらうと思います。そうなってきますと、新築、増築を禁止したところが、そういうものを建てれば備品その他たくさんの要るのでですから、幾らでもそういうものを篤志家の寄付で受け入れる余地はあるのですからね。篤志家の寄付云々ということだけで新築、増築を入れないということは、私はやはり筋目違います。その点どうですかね。

いうものをとりあえず禁止項目の中から一つよろしいのじゃないか、こう思ふわけでございます。同時にまたこういう考え方を出したことにおいて、すでに国民の側から財政秩序を守るべき強く出ておるわけだと思いまして、そういうような議論を通じて逐次財政法の規定の中に設けた。その財政の裏づけも一応三十五年度において行なつたということだと思います。しかし今後さらに現状をしさいに検討しながら、これらの措置を強化していくのが問題にいたしましても、たとえばオルガンしかない、ピアノに買いかえてやろうというような人があります場合に、そういう気持を押えつける意図はないのだという考え方があつたわけでござります。一般的な負担転嫁の禁止規定だけでは問題がすべて解決していくのじゃなくて、いろいろな考え方があるのだろうと思うであります。ただ法律規定だけで問題がすべて解決していくのじゃないか、そういうことをまた期待をしたいということをございます。しかし、いろいろお教えをいただきましたならば、さらに十分な検討を私自身においてもいたして参りたいと覚悟しておるわけであります。

○川村(継)委員 何回も関連で大変恐縮です。今奥野さんが財政秩序を確立するという、そういう意味からこの財政法の一部改正案や今の寄付の問題についても考えた、その気持、その考えはよくわかります。ただお話をとらえ方の問題になりますと、どうもやはり下部の税外負担の解消を考えておられますけれども、下部の実態というものを十分把握しておられないのじやないかという印象を受けるわけですね。おっしゃるようだ筆志家の寄付などということは、これは私があつてもいいじゃないかと思います。ところが、今日学校の新築をしたりあるいはブールを作ったり何かするときに、そういう形で行なわれていいわけとして、これは十分お考えいただかなければならぬ。そこまでお考えになるならば、これはそれだけの禁止規定ではなくて、やはり別の何かの法的措置というものが必要になってくる。と申し上げますのは、これは次官に一つお伺いをしたいと思いますが、いわゆる筆志家がそういう公共物に対してほんとうに善意で寄付したような場合には、寄付の手続を規定する。あるいはみずから進んで町村長なら町村長に申し入れて寄付の行為をすると、その寄付行為をしたものについては何らかある点の行政の立場から恩典を見てるとか、私あえて減税とは言いませんけれども、何かそういうもののを見てやるというよなことを、そして一般的にいわゆる割当とか、いやいやながらも強制的に取られるような形の寄付といふものは、やはり押えていかなければ、住民の負担軽減といふものはでき上がらないのじやないか。税外負担の軽減はとても不可

能だということを考えるわけです。そういう方面的のいわゆる何かの措置が必要になってくるじゃないか。それとあわせて奥野さんが言つたような財政秩序の確立ということもあり得るのじやなかろうかと思いますが、何かそういう法案を用意してみたことがあります。が、そもそもやはり一つには、一面ではそういう善意な篤志の人々の学校なら学校、その他の公共施設、あるいは社会福祉の事業に対する寄付は受け入れて、いわゆる財政が不如意だからといって、一般に転嫁するような割当的な強制的な行為を禁止していくこうということで考えたわけであります。が、やはりその両面がなければならない、それが必要じゃないかと考えますが、当局のお考えはどうぞございましょう。

○瀬海政府委員　昨年度の税外負担の解消の際に、本年度は今私が留守の間に御検討願つたと思いますが、特に税外負担の解消ということはうたわなかつたのでございますが、財政の充実することによりましてこの部面の効果も私たちは期待しておりますのでございます。昨年度はこれだけの金額もはつきりいたします。またその項目をあげまして法律にもうたつたのでございまします。それがただいま御指摘になりまし

た財政法の改正でございます。その中で私たちは、全額が七十億ですか、九十億のうち二十億はただいまの府県の住民負担の分にも転嫁してくるかとおもいますが、解消になつてゐると思ひ

六年度からこの法によつて、しかもそれを具体的に禁止したのだ。しかしながら法にきめられる以上はそれが守らなければならぬといふので、現在の地方財政のあり方と、小、中学校の学校建築の需要のあり方ということをながめまして、この法律で禁止する以上は法が守られ得るよう、その方針をうたわせていただいたのでございまして、決して故意に忘れたとか何とかという意味じやございません。従いまして、財政の許す限りこの法の精神によりまして、建築におきましてもできるだけ転嫁してはならない、住民に強制的な割当は禁止しておりますが、そういうわれわれは期待しておるといふのは、今局長が答えた通りでございまして、行政水準の進歩とともに、できればそういう部面まで明らかに法に禁止しても実情に合うような事態が参りましたならば、そのように持つていかなければなりませんし、そのような方面より私たちには財源の充実を今後ともに努力していかなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

してでも議会を通して承認を得て採納されているのじやなかろうか、こう考えております。それとともに、ただいまそういうたものに對しての恩典も考えてやれということでございますが、私どもの承知する限りでは、法人 자체が寄付行為を行ないました場合、市町村がこれを受け入れて、市町村のものとしてこの寄付が使われたものに対しましては、私はこれは経費として利益の中から差し引かれるというふうな恩典も現在設けられておる、かように承知しておるわけであります。

ければいかぬ。こういうところに私は問題があろうと思います。こういうについても一つ政務次官として、大がおられれば一番けつこうだと思いですが、国全体の施策として御検討いただきたい。またそういう御用意があるか、一つお伺いしたいと思うのです。**濱海政府委員** 御指摘の実情ごともうございまして、私たちが実際市町村における小、中学校の建築状況をながめましても、御指摘の通りでございます。この事実と、それから国補助あるいは起債の金額との相違と

なお租税たちは単価の均数の計算においては、いたしましては、一人当たり〇・九坪とあります。これが足りないといふのが実情でござりますので、起債の部面に於てこれを補つていただきたい。

なお補助の少ない部面に対しましては、私たちもおの三割の部面を単純で認め、その八割を起債で見ると、法によりまして、個々の実態に合わせまして、できるだけそういった町村の大きさ

われわれにはなかなかわかりがたい、こういう点も、次官が来られない前に申し上げておいたのであります。一、規模は正をおやりになつて、今までおやじけておつた部面への財政措置をおやりになることはけつこうであります。しかしそれが具体的にどういう経費にどの程度規模は正されるかという点を、しろうともわかりやすく、やはり専門家財政計画なり、配分の方法の中で明確にしていくよう、これは希望を申し上げておきます。

それから、同じことばかりでは恐縮

しておられます資料の中に入れておるの
でございますけれども、その中にも種
地の相違によつて行政の質の差があ
る、かようくに考えておるわけであります
す。それを今回の改正で九種地以下の
ところも十種地並みに計算をするとい
うことにしておるのでござります。全
体的にこういうものを廃止したわけで
はありませんで、給与で申し上げます
と、暫定手当の差があるわけでござい
ますので、そういうものは計算してい
かなければならぬと思うわけでござ
います。その他の諸費について行政の

○山口(鶴)委員 さらにはだいまの点でありますけれども、どういう場合に小、中学校の増築、新築等に対し寄付が多いかといえば、問題は、現在確かに国庫補助金なり起債という新築、増築に対する国の財源措置の方法はあります。ありますけれども、その基準といふものは非常にきつくて実情に合はない。仕方がないから現実にはまるで市町村の負担においてその建て増しを、特別教室等も建て増ししなければどうにもならぬ。こういうところにおいて寄付というものが非常に多いと、いうのが、私は現実の姿だろうと思うのです。県立学校においても同様だと思います。いたしますならば、この新築、増築等に対してもこれを禁止していく。それには川村委員が指摘されたような方法もございましょう。同時に今私が申し上げましたような、現実にその実情に合わない、まるで市町村の負担でもってやらなければならぬような増築、新築を強制しておるといいますか、押しつけておるといいますか、そういった国的基本と、いうものの自体をやはり解消していくかな

うものは、一つは単価の部面で現わる
ておるのじやないか、もう一つは補
の対象となる認証坪数の点で現われ
おるのではないか、かようと思つて
ります。単価の点につきましては、
造とかあるいは鉄筋とか、それぞれ
単価がござりますが、この単価基準
引き上げるとともに、大てい要望し
おるのは現在鉄筋でございます。と
ろがこれの率が、要望するだけの鉄
の予算が組まれていないといふところ
に、木造でもらいながら鉄筋にする
かあるいは鉄骨にするという部面に
出てきておるのではないかと思ひ
ます。いろいろな点で改正すべき点が
ろうと思ひますが、私たちも常々要
しておるのでございますが、現在の
増する需要というものにたえかねて
まだ十分なる改正は行なわれていな
ことは事実でござります。しかしながら
、三十六年度におきましては、さし
たりこの部面におきまして、たしか
造と鉄筋との割合が一〇%か鉄筋を
くされて木造を少なくした。この部
も改善になつてくるのじやなかろう
と思つております。

な負担を避けていきたいというふうに思っておるような次第でござります
努力しておるようなんですが、またもう一つの本年度の財政措置といたしましてとらしていただきましたのは、過去の三十四年度の実績に基づきまして、こういった補助の少ない、実情に合っていないというものを、現実の決算面によりましてこれをとらえまして、本年度の規模是正の中にこういった点を参考にさせていただきまして、規模是正をさせていただいたよな次第でございまして、各種の方法を通じて、そういったものがなくなるように、財政的に努力いたしておるような次第でございます。

○山口(鶴)委員 起債の一人当たりの坪数なりあるいは単独事業に対する起債の手当なりという点で、具体的にいろいろ配慮している点はお伺いいたしましたが、それからまた四百四十八億話も聞きましたが、先ほどからその趣旨は正について、どうも明確を欠くのではないか、どういうものについて規模是正がされておるかという点では、野財政局長一人はわかるけれども、

でありますので、次のことを聞きます。低確地町村における需要の充実です。三十八億円今度お組みになつておる。この点につきましては、特に後進地域の財政力を強化するという点から行なつた施策であるという点は、地方財政計画の御説明の際にもお伺いいたしました。そこでお尋ねいたしますが、現在一種地から二十種地までありますね。そのうちこの措置によつて一種地から九種地までのところは、今までの十種地のところまですべて切り上がつていくというふうに解してよろしいのですか。そしてその場合の一一種地から二十種地まではどの程度の経費の開きがあるものですか。それが一種地から九種地までが十種地まで上がることに、よつて、この補正係数について切りとされた経費が具体的にどの程度改定をされることになりますのか、この点を一つお示し願いたいと思います。

質の差があることを前提にしておりました補正方法について、今申し上げる
ような改正を行なつたのでございま
す。率はたとえば一種地であります
と、現行は〇・七六の補正係数を使つ
ております。それが〇・八七の補正係
数を使うことになるわけであります。
○山口(鶴)委員 〇・八七というのは
十種地になるわけですね。
○奥野政府委員 行政の質の差によつ
て設けております比率が十種地並みに
なるわけでございます。そのほかの方
で、やはり種地の差が暫定手当等につ
いてはもちろんあるわけでございます
ので、その方は残るわけであります。
その結果、一市町村当たりで申し上げ
ますと、総平均でございますけれど
も、百十六万九千円ふえる、こういう
結果になるわけでございます。もちろ
ん種地の低いところ、高いところ、人
口の多いところ、少ないところによつ
て違つてくるわけでありますけれど
も、大きく申し上げますと、一市町村
当たりその意味で今申し上げただけふ
えるということをございます。

しておられます資料の中に入れておるの
でござりますけれども、その中にも種
地の相違によつて行政の質の差があ
る、かようによつておるわけであります。
それを今回の改正で九種地以下
ところも十種地並みに計算をするとい
うことになつたのでござります。全
体的にこういうものを廃止したわけで
はありませんで、給与で申し上げます
と、暫定手当の差があるわけでござい
ますので、そういうものは計算してい
かなければならないと思うわけでござ
います。その他の諸費について行政の
質の差があることを前提にしておりま
した補正方法について、今申し上げる
ような改正を行なつたのでございま
す。率はたとえば一種地であります
と、現行は○・七六の補正係数を使つ
ております。それが○・八七の補正係
数を使うことになるわけであります。
○山口(鶴)委員 ○・八七というのは
十種地になるわけですね。

たしましては、二十四ページの市町村分に対してどのような補正をどの項目に適用していくかという一覧表があります。マルがついておりますね。これらの種別補正、これに対して適用していくということになるわけですか。そのすべてに対して適用するのじゃないというお話をありました。が、せっかく一覧表をいただいておるわけであります。すから、どれについて適用になりますか、一つお示しをいただきたい。それから一町村当たり百十六万九千円でございましたかふえるというのであります。この市町村のその場合の規模は、こちらの単位費用の積算基礎でありますと、市町村の標準団体は人口十万となっておりますね。その人口十万の場合は、標準団体は人口十九万九千円でございます。

○奥野政府委員 お話の二十四ページのところに、六その他の行政費、3、そ

の他の諸費で、測定単位を人口にする

ということがございます。そのうち、

補正と書いたところがございます。態

容補正の下の方をずっと見ていただき

ますと、普通の容補正は三十五年度も

三十六年度も残るわけでございます。

残るわけでございますが、容補正の中

に一つは給与差に基づく容補正がござります。もう一つは行政の質の差

に基づく容補正がございます。その

給与差に基づく容補正を残しまし

て、行政の質の差に基づく容補正だ

けは十種地並みに切り上げる、こうい

うことでありまして、従いまして、態

容補正がなくなるわけではなくて、態

容補正の基礎をしております二つの

うちの一つをやめてしまうということ

でございます。

○奥野政府委員 標準団体を人口十万

の都市に置いておりますために、人口

九千円というのは、全体で三十六億五

千二百万円、こういう関係団体だけの

需要額がふえて参りますが、関係団体

が三千百二十四ございますので、それ

で割りますと百十六万九千円になるわ

けであります。

○山口(鶴)委員 その点は了解いたし

ましたが、今度は少しこまかに点につ

いて一つお聞かせをいただきたいと思

うのです。

まず市町村の単位費用の問題であります

が、いたきました単位費用算定基盤の市町村分というのをずっと見

ますのに、市町村の場合において人口

十万をいわば標準団体としておとりに

なっているようです。現実に三千幾つ

かの市町村があるわけであります、

十万以上の市町村の数というのは三千

幾つかの市町村の中では少ない方だろ

うと思うのです。そういたしますと、

十万を標準団体として規定をいたしま

して各種の必要経費を計算をしていく

ということになりますと、どうしても

人口の少ない市町村についてはおのず

から計算上不利になるといいますか、

その点から考えられるのであります

が、なぜ人口十万と押えてこれを標準

団体として御規定になつたのか、これ

をもう少し将来変更するというおつも

りなのか、あるいは人口十万というも

のを標準団体に押えることに対する

お尋ねしますが、土木費であります。

先ほどもお尋ねいたしましたが、これ

は市町村道のいわば維持、修繕とい

うものに要する経費を見込んでおると思

うのであります。この場合におきま

して特に市町村で訴えて参りますの

は、どこの市町村にもある問題ではな

いと思いますけれども、特定の市町村

において三千万円も四千万円もかけな

ければならぬような非常に大きな橋梁

というものが市町村道にあるので、ど

うものについて当然國の補助金もありますし、起債もつくれども、市町村についてはこれは起債なら起債という方法しかないわけですね。市町村だからといいましても、府県道などやはりはるかに経費もかかり、そしてまた非常に重要な橋梁等を持つておるということもあるわけであります。そういうような場合にはどういうふうに位費用の計算の中ではどういうふうに措置をなされておるのか、またそういう点について不足ありといたしますならば、将来ともどういうふうな形で今申し上げた町村道における、特に長大橋梁等のような非常に経費のかかる問題について財政措置をしていくお考え方があるのか、この点はいかがでしようか。

るわけであります。例外的に市町村につきましては道路橋梁費の起債も認められておるわけであります。府県につきましては、全部一般財源でやつてもらしいたいという考え方を強く持つておるわけであります。そのかわり道路関係の基準財政需要額は多額に各府県について算入されているという考え方でおるわけでござります。

○山口(鶴)委員 道路整備五ヵ年計画では、いろいろ都道府県に対しても譲与税なりあるいは軽油引取税等におきまして独自の財源というものを見ておりますね。ところが市町村については全くそういうものがないわけでしょ。幾ら国道や主要道だけがよくなつたところが、市町村道だけがめちゃめちゃであるというのでは話にならぬわけでございまして、そいつた部面におきましても、市町村の財源補てんといいうものを当然考えていくことがかかるべきではないかと思います。こういう点については希望を申し上げておくだけにとどめたいと思ひます。

あと、教育費でありますから、教育費を見ると非常に奇異な感じに打たれるのですが、九百人の生徒を持つておりますが、校長一人、教諭十八人、こういうんですね。そうしますと九百人からの学校について十八学級規模としての学校と押えておるようになりますが、校長一人、教諭十八人というような形になる。これは全く学級数と教諭の数が同じであって、一人でも先生が休めば、これは校長さんがねじりはち巻で授業をせねばならぬというような形になる。これはいかにも実情に即さぬ計算の仕方だと思う

のですが、なぜこのような実情に即さない計算の基礎というものを置いておるのか。それからさらに養護教諭、休職、事務員と、こうあります。六人といふのですけれども、三・六人といふのは一体どういうのですか。
○六人といふ人はいないと思うのですが、一体いかなる根拠でこういふような数字を出しておるのか。次いで確定用人でありますか、五人として、給食婦三人を含むというのでありますから、小使いさん一人、給仕一人、給食婦の方が三人といふような意味かと思ひますが、これらは一体一人当たりどのくらいの給与単価でもって組んでいいのですか、具体的な問題ですが、お聞かせいただきたいと思います。

○奥野政府委員 小、中学校の経費を、府県分については教職員数を測定単位にいたしておるわけであります。従いまして、別に十八学級の学校について先生十八人といふような計算の仕方はいたしていないわけであります。市町村分については、先生の給与は関係の経費は負担いたしませんので、従いまして、一応九百人の学校を基礎にして算定をしておるわけでござりますけれども、その中には先生の給与は入っておりませんで、そしてそれらの第二の三・六人といふものは、産前、産後の場合には、別な先生を補充しなければなりませんので、そういうものを経験的に何人くらいになるかということで、そこから割り出した数字でござります。

○山口(鶴)委員 確かに教職員の給与を交付税の参考資料として提出するわけであります、長い資料の八ページのところに示しておるわけでございます。

については県が支払うわけですから、そういうことはよくわかつておりますが、しかし市町村で、いわゆる人件費以外のいろいろ市町村で要する経費があります。それを見るのはこの教育費になります。それを見るのはこの教育費になるわけですね、市町村の場合。その根拠が人件費にかかわりはないといつしましても、この十八学級あります学校に対して教員が十八人というような妙な見方をするのはおかしいのではないかですか。たとえば人件費はかかわりなくとも、いろいろな教材費や、あるいは教職員の人たちの通信運搬費とか光熱費とかいろいろありますけれども、こういったいろいろな物件費を計算していく場合に、特に市町村において教職員の数が少ないというふうなことを念頭に置かれて、それをもとににして計算をされているということは、やはり物件費について必要額が十分もらえていかないという恰好にならぬかというような、そういう理由はないと思いますが、これはどういうことですか。

○野政府委員 府県と市町村とでは対象の経費が違いますので、対象の経費を最も把握しやすい測定単位ということで、こういうような選び方をいたしましたが、市町村に

ついて九百人を収容する学校を基礎にして所要経費を算定しておりますが、その場合に、教職員一人当たり幾らというような意味の経費の算入の仕方は一切いたしておりませんので、そこに九百人の学校における標準施設はどうあるかというところで一応教職員数も上げておるわけであります。十八学級の学校で教職員数二十二・六人、雇用員五人、こう書いてあるわけありますけれども、教職員一人について彼らいうものは別に算定をいたしておりません。一学校で通信運搬費幾らとかいうような式の計算の仕方をしておるわけであります。十八学級を頭に置いて考えておるわけでありますけれども、教職員数が何人であるかということにほどらわれない計算の仕方をいたしております。

る経費というのがあるわけでしょう。

そういたしますと、こういった測定単位のとり方ということは問題があるのじゃないか。しかもその場合の概要には教員が十八人おればたくさんだとしておるところの数字では、十八学級いうようなものを一つの根拠にいたしまして、今私が申し上げたような教師がよければよいかかるいろいろな物件費、そういうのをすべて見ていいくということについては当然誤りがあります。思うのであります。そういう点についてはいかがお考えでござりますか。

それから教職員の給料については、いときました表を見ればわかります。市町村の小学校費、中学校費を的確に測定する単位がほかにいろいろございますならば、お教えをいただきまして検討していくにやぶさかではございません。ただ現在のところ、こう立てる方が一番妥当ではなかろうか、こう思っているだけのことです。数字をあげて一つお答え願いたいと思います。

けでございますけれども、三十五年度

よりも増額いたしました数字のおもなもののだけ若干申し上げますと、学校数を測定単位とします部分におきまして、事務補助員一人にかかる給与費を若干増額しております。事業費の内容におきましても、学校医二名の報酬の引き上げを行なっております。こうい

うものは各学校ごとにやるわけでござりますので、規模の小さい学校であろうと大きい学校であろうと、こういうものは必要でありますので、学校数を測定単位とするものの中に入するこ

とにとしておるわけであります。それから学校薬剤師の報酬を新規に算入することにしております。それから通信運搬費を従来八十六百万円しか見ていませんでしたのを、一万八千六百円に一萬円増額しております。備品費につきましては一万五千三百円を一万八千円に一千七百円増額しておるわけであ

かりませんが、そういう計算で算入しております。それから事業費では賃金の

増額で四千九百円を三万六千円に、三万一千円余り増額をしておるわけであります。燃料費を五千円増、光熱水費を一万七千六百四十円増ということにいたしております。

そのほか若干こまかいものがありますが、そういう立て方をいたしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 そうすると給食婦の方は一ヶ月の人工費が六千九百円ですか。期末、勤勉手当を組んでおると言いましたが、通勤手当とか、さらに普通の公務員のように場合によつては超勤する場合もあらうかと思ひますけれども、ちよいちよいはないでしょ

うか。それで、特別の学校の行事等がありましても、扶養家族手当、こういうものは全く見ないのですか。期末、勤勉手当だけですか。通勤費、扶養家族手当、そういうものは見ていて、見ていなか。それから六千九百円というような低い単価が、はたしてどういふ手当、そういうものは見ていて、見ていなか。この点はいかがですか。

○奥野政府委員 この単価を組みまし

たのは、当時の実績を基礎にして算入

したように、一応基準財政需要額に組み入れましたときには、従来の実績を

見て単価をきめたわけでございます。

○山口(鶴)委員 実績と言われますけ

れども、これらの方々は大部分いわゆる臨時職員として雇用されておった方

が実績としては相当多かったのが私は

現実じやないかと思うのです。中には

失対事業の対象の方もこれに当たつて

いるという方もあつたと思ひます。

しかし、自治省の方としては、こういう

金額が出ておりませんのでちょっとわ

りまつたりして経費もふえて参るわ

けでございます。

○山口(鶴)委員 この六千九百円とい

うのは、現在給与改定をされました俸

す。

すか。

○今枝説明員 給与改定後の新しい俸

俸給表で申しますと、改正前の行政職

俸給表の五等級の一号、二号、四号、

五号で申し上げますと五千九百円、六

千百円、六千三百円、この三段階に

あつた者が新しく六千九百円に切り変

ります。

○山口(鶴)委員 要するに一番最低の

俸給表だということになりますね。扶

養家族手当を見ていないというのは、

わっておりまして、その表を使ってお

ります。

○山口(鶴)委員 要するに一番最低の

俸給表だということになりますね。扶

養家族手当を見ていないというのは、

わっておりまして、その表を使ってお

ります。

○山口(鶴)委員 お嫁にも行かぬ單身の、いわばその程

度の人たちを雇えればいい、こういうこ

とになりますね。そういうおつもりで

組んでいるのですか。

○奥野政府委員 先ほども申し上げま

したように、一応基準財政需要額に組

み入れましたときには、従来の実績を

見て単価をきめたわけでございます。

○山口(鶴)委員 実績と言われますけ

れども、これらの方々は大部分いわゆ

る臨時職員として雇用されておった方

が実績としては相当多かったのが私は

現実じやないかと思うのです。中には

失対事業の対象の方もこれに当たつて

いるという方もあつたと思ひます。

しかし、自治省の方としては、こういう

場合が当然扶養家族手当も払う、それ

から通勤手当も払うということになる

でしよう。おかしいじやないですか。

一方で定額化していくという見解を持

ちながら、給与の方では依然として臨

時職員並みの財政措置しかしていな

な職員であり、大切な子弟の食事を扱

う職員でありますから、七〇%をい

わば定額化していくということに考え

ておるならば、これらの給食婦の方々

は当然常勤的職務に携わる者として定

数化していくものというふうにお考

えになつておるわけでしょう。その点の

お考え方を一つお聞きしたいと思う

であります。

○奥野政府委員 ちょっと今その給与

表を持っておりませんが、六千円であ

りましたのを六千九百円に上げております

ますから、一五%アップということに

なるわけでございます。

○山口(鶴)委員 何号俸だかわかりま

すか。

○今枝説明員 すぐ立ち方をいたしたわけ

でございます。

○山口(鶴)委員 そうすると給食婦の

方は一ヶ月の人工費が六千九百円です

か。期末、勤勉手当を組んでおると言

いましたが、通勤手当とか、さらに普

通の公務員のように場合によつては超

勤する場合もあらうかと思ひますけれ

ども、ちよいちよいはないでしょ

うか。それで、特別の学校の行事等がありま

すから、そういった他の公務員にあり

ますところの期末、勤勉手当以外の経

費、それから扶養家族手当、こういう

ものは全く見ないのですか。期末、勤

め手当だけですか。通勤費、扶養家族

手当、そういうものは見ていて、見ていなか。この点はいかがですか。

○奥野政府委員 この単価を組みまし

たのは、当時の実績を基礎にして算入

したように、一応基準財政需要額に組

み入れましたときには、従来の実績を

見て単価をきめたわけでございます。

○山口(鶴)委員 実績と言われますけ

れども、これらの方々は大部分いわゆ

る臨時職員として雇用されておった方

が実績としては相当多かったのが私は

現実じやないかと思うのです。中には

失対事業の対象の方もこれに当たつて

いるという方もあつたと思ひます。

しかし、自治省の方としては、こういう

場合が当然扶養家族手当も払う、それ

から通勤手当も払うということになる

でしよう。おかしいじやないですか。

一方で定額化していくという見解を持

ちながら、給与の方では依然として臨

時職員並みの財政措置しかしていな

○奥野政府委員 たようには、給食調理員を正規に三人單
ういう点は是正をする気がありますか。
たように、給食調理員を正規に三人單

併に算入いたしましたのは三十四年ごろではなかつたかと思います。当時の実績を基礎にして算入いたしたわけでござります。今後さらにその実態を

見ながら是正すべきものは是正するよう努力していきたいという考え方であります。実績を基礎にして算入し、いろいろ議論がありますが、とにかく三人にしてあるわけであります。人數等についてもいろいろ議論があるようでありますので、これについても十分調査をしたいという気持でおるわけであります。

ていてそういうおつもりでありますならば、実績ということばかりにこだわらず、定数内職員にしていくという一つの方針がありますならば、それに沿ってしかるべき定数内職員の待遇としての給与差額を見込み、扶養家族手当及び通勤手当等も見込んで、正規職員並みの財政措置をすみやかにされるようになります。

それから次に、市町村の社会福祉関係の仕事になるのかと思いますが、国民年金の事務が昨年から実施されております。この国民年金の事務を進めるにあたって必要な経費というものは完全に市町村に交付いたしておりますので、民年金法に基づきましても国がその費用にかかりますか。

用を市町村に交付していくくということについたしておるわけであります。ただその金額はたして所要経費の全額を満たしているかどうかということについては議論のあるところでございまして、私たちも、かなり心配をしながら厚生省その他を督励するというような態度をとってきておるわけであります。昨年から始まつたばかりでございましてので、将来にわたってどうであるかということについては問題があろうあります。らそういうことであります。現在のままでは市町村の所要額を満たしていないのではないかということことで実は心配いたしております。初年度だかあります。弁解を聞いておるわけでござりますけれども、将来にわたりまして是正されよう。努力していきたいと思います。これは全額国費でまかなわれる性格のものでござりますから、地方財政計画にはもとより算入いたしております。

きたのでありますけれども、他の道府県にいけばそうじゃないでしょ。これは他の道府県にいけば当然あります。町村がしょい込むという形に相なつて、いると私は思います。こういうものについては今後はつきり自治省の方で、調査をして、そして必要経費は完全に国に負担させる。地方財政法を改正して、國が当然負担すべきものを町村に負担させではなくて、いうようなことを幾らやつたところが、現に國が一番大きな施策の一つとしてかねや太田で宣伝しておるものについてしがが抜けておるということでは、全く話にならぬと思うのですが、こういる点に対する政務次官の御決意をお聞きしたいと思います。

すか、直接すべての点につきましては、關係ある省でございますので、この責任の担当の省である厚生省とこちらも分よくお話をさせていただきまして、全く市町村事務として法律にうたうる金事が行なえるよう、予算の編成の他の機会を通じまして努力して参たい、かように考えておる次第であります。

○山口(鶴)委員 その調査の仕方がいろいろあるようですが、一つ的確にその実情がよくわかるような調査を努めてやつていただいて、そして落ちない経費を十分厚生省に交渉していただくようにして下さい。

それでは、今度は都道府県の方をお尋ねをいたしたいと思いますが、時間もだいぶあれですから手短にいたしたいと思いますが、これで拝見いたしますと、道府県については適正規模の標準団体の規模を人口百七十万人と抑えおるようあります、この点については、この百七十万人が妥当だという理由はいかがなところにござりますか。

○奥野政府委員 単位費用をきめましたときの府県の平均人口が百七十万人であつたように記憶いたしております。それをそのまま踏襲いたして参つてきておるのでございます。

○山口(鶴)委員 こまかい点になりますけれども、行政費でもつていろいろ人口百七十万人で計算をいたしておるものを見いたしましたが、百三十六ページの表を見ますと、人口百七十万人で議会の議員数は五十四人となつておりますね。自治法でいけば百七十万人の道府県の議員数は五十四ではないと私は思いますけれども、これは自治省は将来議員数を減らすというような意図を持つて、あるいはその法律では五十四人よりは多くなるのだけれども、漸次少なくするというような御意図をもつて五十四人というふうに押えておりますか。

議論をしようとは思いませんが、そういうものは適切であると思いますか。

○岸説明員 どういう趣旨の条例でどういう内容の規定をいたしておりますか、それを拝見いたしませんと的確にお答えいたしかねますが、地方自治法上は条例でそのようなものを設けるということは期待いたしていないわけであります。

○山口(鶴)委員 この具体的な問題に對しましては、十分御調査の上、今御答弁のありましたような方向で明確な御態度を早急におきめいただくようお願いいたしておきます。この問題につきましては、群馬県で地方紙にも大きく報道されまして、いろいろ問題になつておるところでありますので、一つ自治省の明快な、誤りない御判断を期待いたしたいと思います。

先ほどの御答弁はあとでお願いします。

○吉田(重)委員長代理 次会は公報でお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会